【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年11月27日
【事業年度】	第16期(自　2025年９月１日　至　2026年８月31日)
【会社名】	ネイス株式会社
【英訳名】	NEIS Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　南　友介
【本店の所在の場所】	東京都千代田区富士見一丁目３番11号
【電話番号】	03-4212-3906（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役CFO　管理本部GM　田島　幸樹
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区富士見一丁目３番11号
【電話番号】	03-4212-3906（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役CFO　管理本部GM　田島　幸樹
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

第一部 【企業情報】

第１ 【企業の概況】

１ 【主要な経営指標等の推移】

回次		第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月		2022年８月	2023年８月	2024年８月	2025年８月	2026年８月
売上高	(千円)	1,141,112	1,851,984	2,321,388	2,855,346	3,654,948
経常利益又は経常損失（△）	(千円)	△17,229	138,214	112,217	358,755	606,311
当期純利益又は当期純損失（△）	(千円)	△39,060	12,428	27,051	248,907	380,769
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	―	―	―	―	―
資本金	(千円)	38,000	38,000	38,000	38,000	232,276
発行済株式総数	(株)	200	200	2,000,000	2,000,000	4,481,300
純資産額	(千円)	22,568	34,996	62,048	310,956	1,080,278
総資産額	(千円)	832,171	1,157,228	1,479,489	2,060,585	3,222,059
１株当たり純資産額	(円)	112,842.16	174,982.91	15.51	77.74	241.06
１株当たり配当額(１株当たり中間配当額)	(円)	―(―)	―(―)	―(―)	―(―)	―(―)
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失(△)	(円)	△195,304.07	62,140.75	6.76	62.23	93.44
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	(円)	―	―	―	―	87.63
自己資本比率	(%)	2.7	3.0	4.2	15.1	33.5
自己資本利益率	(%)	△92.8	43.2	55.8	133.5	54.7
株価収益率	(倍)	―	―	―	―	14.89
配当性向	(%)	―	―	―	―	―
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	―	―	317,212	660,261	833,206
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	―	―	△101,884	△156,466	△254,697
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	―	―	△58,565	△107,696	290,196
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	―	―	679,771	1,075,870	1,944,576
従業員数（外、平均臨時雇用者数）	(人)	154(43)	221(58)	286(81)	292(115)	359(130)
株主総利回り	(%)	―	―	―	―	―
(比較指標：配当込みTOPIX)	(%)	(―)	(―)	(―)	(―)	(―)
最高株価	(円)	―	―	―	―	2,176
最低株価	(円)	―	―	―	―	1,138

（注）１．当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
２．持分法を適用した場合の投資利益については、非連結子会社は存在しておりますが、利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性が乏しいため、また、関連会社が存在しないため、記載しておりません。

３．第12期から第15期における潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。また、当社株式は2026年６月30日付で東京証券取引所グロース市場に上場したため、第16期の潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、新規上場日から第16期の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
４．第12期から第15期における当社株式は非上場であるため株価収益率を記載しておりません。
５．第12期及び第13期についてはキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
６．第12期は「収益認識に関する会計基準」の適用及び資産除去債務の計上に伴い、経常損失及び当期純損失となりました。
７．従業員数は、就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であります。また、臨時従業員数（アルバイト含む、派遣社員を含まず。）は年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。
８．１株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
９．第12期から第16期における株主総利回り及び比較指標については、2026年６月30日付で東京証券取引所グロース市場に上場したため、記載しておりません。
10. 第12期及び第13期については、会社計算規則(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づくそうせい監査法人の監査を受けておりません。
11. 第14期、第15期及び第16期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、そうせい監査法人により監査を受けております。
12. 当社は、2024年６月３日付で普通株式１株につき普通株式10,000株の分割を、2026年３月１日付で普通株式１株につき普通株式２株の分割をそれぞれ行っております。第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益を算定しております。
13. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所グロース市場におけるものであります。なお、2026年６月30日付をもって同取引所に株式を上場したため、それ以前の株価については記載しておりません。

２ 【沿革】

当社グループは、当社と非連結子会社１社（NEIS Gymnastics SDN. BHD.）の計２社により構成されており、体操教室ならびに児童発達支援施設の運営等を行っております。

当社は、現代表取締役社長である南友介が、体操選手として現役時代に培ってきた体操のノウハウを活用し、体操教室を開校するために設立された会社であります。

当社設立以降の当社グループの沿革は、以下のとおりであります。

年月	概要
2010年９月	東京都港区において、ネイス株式会社を設立
2010年12月	埼玉県川口市へ本社を移転
2010年12月	埼玉県川口市のレンタルスタジオにて体操教室を開業
2011年２月	埼玉県川口市に「ネイス体操教室」１号校をオープン
2012年２月	オリジナルのエアートランポリンを開発、製造開始
2012年３月	２号校であるイオンモール川口グリーンシティをオープン
2015年４月	ネイス体操教室初のフランチャイズ校となる東浦和校をオープン
2017年４月	「ネイス体操教室」10号校をオープン
2017年４月	コールセンター部門を開設
2017年７月	プライバシーマーク認定を取得
2020年１月	「ネイス体操教室」フランチャイズ加盟募集・のれん分け独立制度を開始
2021年４月	オリジナル体操器具の開発・販売を行っていたバックヤード株式会社を吸収合併
2021年５月	発達支援施設「ネイスぷらす」１号校を開所
2021年６月	東京都新宿区へ本社を移転
2021年９月	大阪府大阪市に大阪支社を開設
2023年８月	東京都千代田区へ本社を移転
2024年２月	「ネイス体操教室」が全国100教室を突破
2024年５月	「ネイスぷらす」10号校を開所
2024年10月	マレーシアに子会社、NEIS Gymnastics SDN. BHD.を設立
2025年４月	「ネイスキッズゼリー」の販売・提供を開始
2026年６月	東京証券取引所グロース市場に株式を上場

（注）のれん分け独立制度とは、自社の従業員が初期投資を抑えた形で独立し店舗を構えることを認める制度のこと。

3 【事業の内容】

当社グループは、「子どもの未来をつくるサードプレイス。」のビジョンのもと、直営およびフランチャイズ方式にて「ネイス体操教室」を運営する体操教室事業、児童発達支援および放課後等デイサービス施設「ネイスぷらす」を運営する発達支援事業を行っております。

(1) 体操教室事業

当社は、「すこやかなカラダとしなやかなココロ」を育むことをコンセプトとした体操教室を、全国各地のショッピングセンター内を中心にチェーン展開しております。従来の体操教室においては選手育成が主眼にありましたが、当社はより体操というスポーツの可能性を広げ、スポーツが得意な子も苦手な子もスモールステップで成長が実感できるネイスメソッドを開発しております。体操教室の対象年齢は２歳から中学１年生迄となっており、マット、とび箱、鉄棒、トランポリンの４種目につき基礎から段階的に技術習得を図ります。なお、月会費は週１回コースで9,800円前後となっております。





当社の強みは、ショッピングセンター内等の好立地へ出店し、大きく集客を行うことで地域活性化と共に事業展開を行ってきたことにあります。それらの実績により、不動産デベロッパー、商業施設等から好条件で店舗賃貸を

獲得することができ、高い参入障壁を築き上げております。なお当社店舗の約９割はショッピングセンター内への出店となっております。

また、当社はフランチャイズ加盟社との強固なパートナーシップを軸に、店舗ネットワークを拡大しています。当社は、フランチャイズ本部として有しているブランド力や運営ノウハウを加盟店へ提供し、その対価としてロイヤリティを収受します。当社のフランチャイズ・システムは、本部と加盟社、相互に高い収益性を生み出すだけでなく、比較的低額な初期投資も相まって加盟社の増店意欲を促進しており、これが当社の迅速な出店スピードの原動力となっております。

2026年８月末現在、体操教室事業で運営している店舗数及びフランチャイズ加盟社数は以下のとおりです。

区分	店舗数
直営	54 店
FC（加盟社数：37社）	141 店
合計	195 店

(2) 発達支援事業

当社では、発達障害のある子どもを対象とし、運動療育をはじめとする様々な支援を提供する施設「ネイスぷらす」を展開しております。発達障害とは、広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害など、脳機能の発達に関係する障害であり、他人との関係づくりやコミュニケーションなどが苦手とされる一方、優れた能力が発揮されている場合もあり、周りから見てアンバランスな様子が理解されにくい障害であります。発達障害のある子どもが個々の能力を伸ばし、社会の中で自立していくためには、子どものうちからの「気づき」と「適切なサポート」を受けることが重要とされています。そのような認識のもと当事業は、行政（市区町村）によってサービス受給者証を発行された発達障害のある未就学児を中心に、体操の指導による全身の運動機能及び身体コントロール能力の向上、集団生活への適応訓練等を提供しております。

当社が運営する「ネイスぷらす」の特徴は、ネイス体操教室で培ったノウハウ及びオリジナルの体操器具による運動療育プログラムにあります。運動療育とは、落ち着きがない、不器用、癇癪を起こすといった課題に対して、体を動かすことによりエネルギーを発散させるとともに基礎感覚へ刺激を与えることで児童の発達を支援することであり、学習型やソーシャルスキルトレーニング型が業界の主流である中において、運動療育を提供する事業者は少数に留まっている（※）と考えられます。

※LITALICO発達ナビの事業所検索結果を基に当社調べ

当事業の売上高は、児童福祉法に基づき、顧客の利用日数に報酬単価を乗じる形で算定がなされます。顧客は、自治体より受給者証を交付され、通所支援施設等のサービスを利用します。利用料の自己負担は１割となっており、更に世帯の所得額に応じた月額の負担上限が定められております。

また当事業は、児童福祉法により一定数の児童発達支援管理責任者や指導員等の人員配置が定められております。

2026年８月末現在、発達支援事業で運営している教室は以下のとおりです。

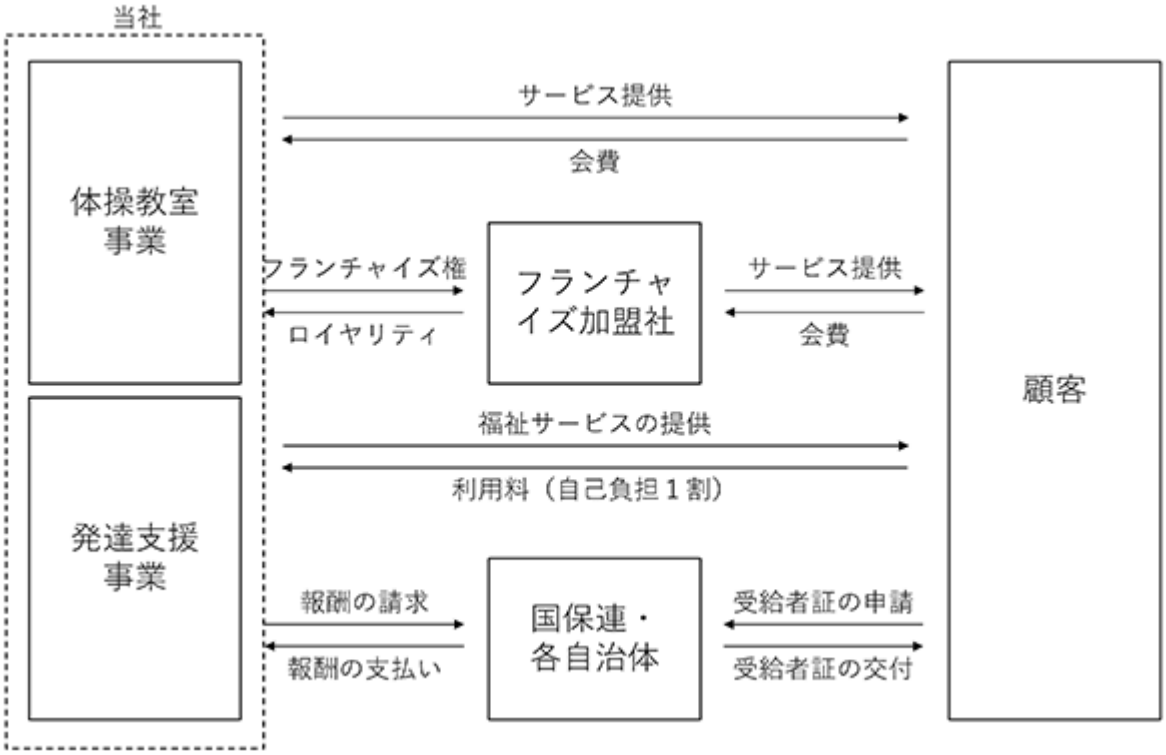
区分	店舗数
直営	12 店

2026年８月末現在、体操教室事業及び発達支援事業のエリア別の出店状況は以下のとおりであり、主に都市部へのドミナント出店を基本戦略としております。

区分	体操教室事業	発達支援事業
東北エリア	3 店	- 店
関東エリア	125 店	12 店
中部エリア	23 店	- 店
近畿エリア	23 店	- 店
中国エリア	6 店	- 店
九州・沖縄エリア	15 店	- 店
合計	195 店	12 店

当社の事業系統図は以下のとおりであります。

［事業系統図］



４ 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

第２ 【事業の状況】

１ 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社の経営方針、経営環境及び対処すべき課題は、以下のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

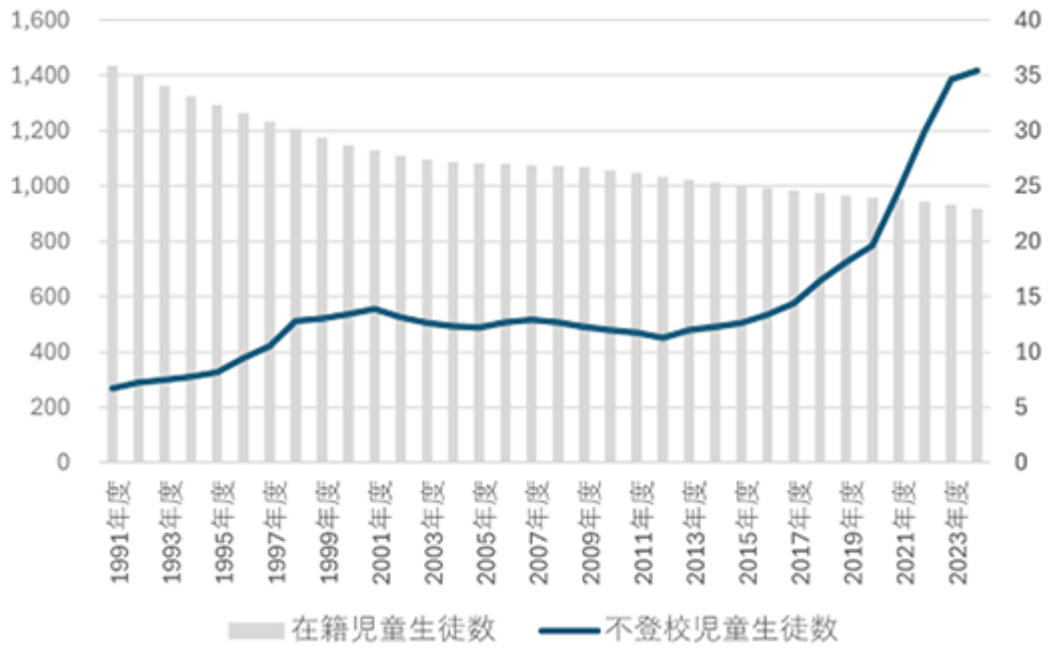
(1) 経営方針

当社は「夢中体験を、次々と。」をミッションに掲げ、ビジョンである「子どもの未来をつくるサードプレイス。」の開発に取り組んでおります。

当社ではサードプレイスを「親も子も行きたくなる場所」と定義し、子どもたちが周囲から認められることで安心し自分らしくいられ、挑戦に夢中になり、その結果として子どもたちの個性が伸び自己肯定感が高まる、そのような場所になることを目指しております。

当社が解決したい社会課題の１つはこころの問題であります。文部科学省が毎年実施している「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、少子化の進展により小・中学校の在籍児童生徒数は1991年度の1,434万人から2024年度は918万人まで減少した一方で、不登校児童生徒数は５倍に増加し、約35万人もの子どもが不登校となっていると発表されております。なお不登校とは何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること（病気や経済的理由によるものを除く。）と定義されております。

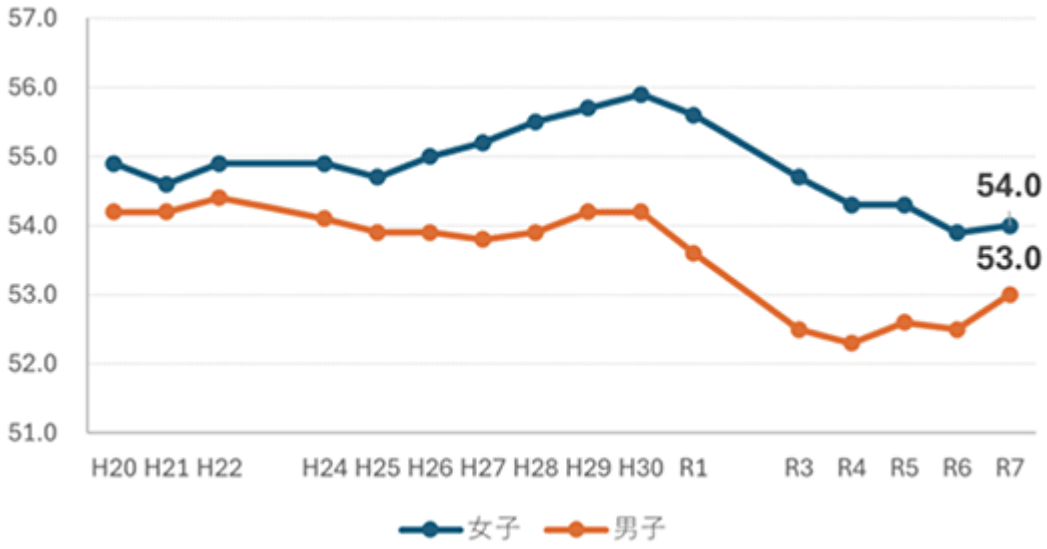
［不登校児童生徒数の推移］　　単位：万人



（文部科学省　令和６年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果より）

当社が解決したい社会課題の２つ目が、子どもたちが伸び伸びと運動できる環境づくりであります。現代社会において、子どもたちの体力低下が懸念されております。そして子どもたちの体力低下と、前述のこころの問題の間には、強い関連があると考えております。

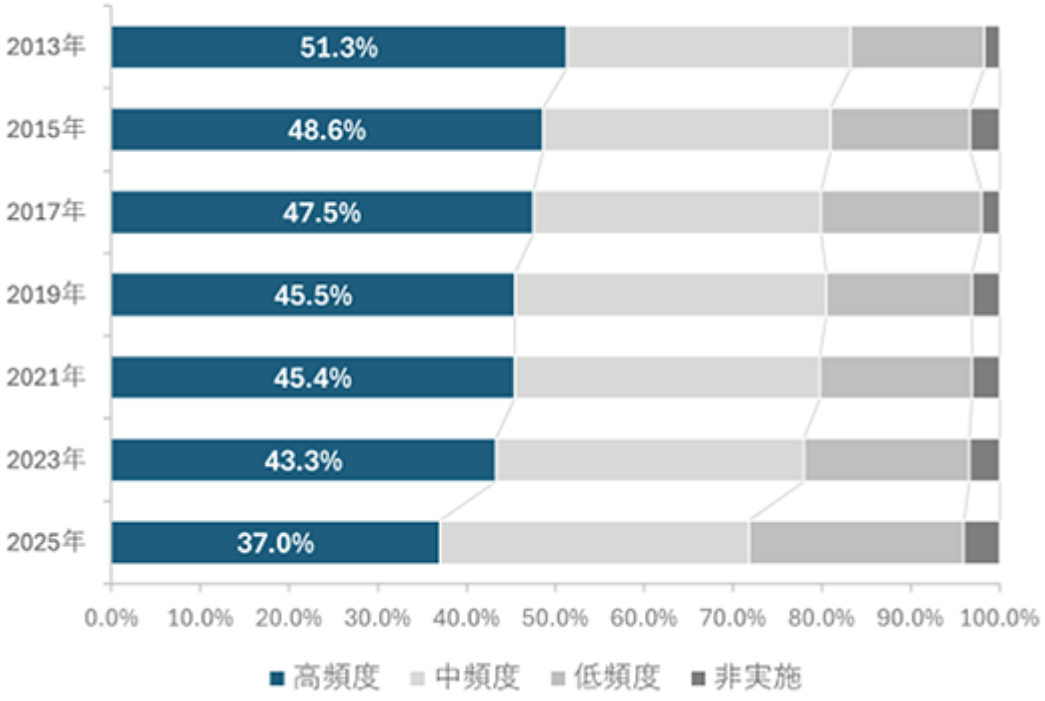
［小学生の体力合計点の推移］　　単位：点



（スポーツ庁　令和７年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果より）
（注）１．体力合計点は筋力（握力）、敏捷性（反復横とび）、跳躍力（立ち幅とび）、柔軟性（長座体前屈）、筋持久力（上体起こし）、全身持久力（20ｍシャトルラン）等の各項目の得点の合計。
２．平成23年及び令和2年度は調査実施なし。

体力低下の要因には運動不足が挙げられ、様々な環境変化により、子どもたちの遊び方に変化が起きているものと考えられます。インターネットやスマートフォンの普及、近年の厳しい天候、公園における規制、外遊び・放課後部活動の減少等により、子どもたちの運動機会が年々減少している状況であります。

［子どもの運動実施頻度の推移］



（笹川スポーツ財団　子ども・青少年のスポーツライフ・データより）
（注）１．非実施群「過去1年間にまったく運動・スポーツをしなかった」／低頻度群「運動頻度が年1回以上週3回未満」／中頻度群「運動頻度が週3回以上週7回未満」／高頻度群「運動頻度が週7回以上」

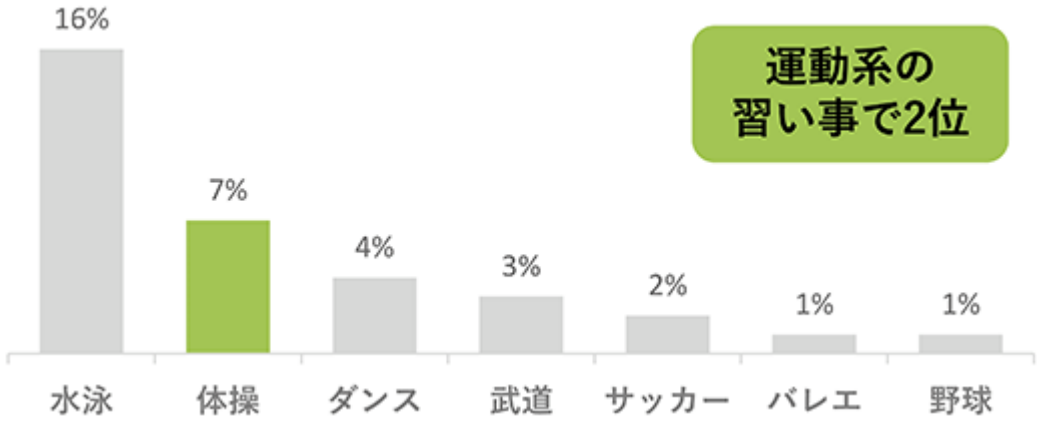
そのような課題認識の下、当社は、将来的に「ネイス体操教室」を全国に1,000店舗作ることを目指しております。体操は室内型のスポーツで天候に左右されず実施でき、運動能力を向上させるとともに、段階練習により技術の習得もさることながら、子どもたちのこころ、自己肯定感を高めるのに最適なスポーツであると考えております。自己肯定感を高く持てると、人と比較したり、ストレスを溜め込んだりせず、心豊かに人生を送ることができます。自分が自分らしくあり、自らを誇れる人が多くいる社会を目指し、当社はサードプレイスを作り続けます。

(2) 経営環境

① 体操教室事業

体操教室事業が属する国内子ども向け習い事市場の2026年の市場規模は約7,450億円と予測されており、そのうち、スポーツ系の習い事市場は約3,650億円とされております（矢野経済研究所　2025年版こども市場総合マーケティング年鑑より）。子ども向け習い事市場は、少子化によって子どもの数の減少が進む一方、シックスポケットと言われるように子ども一人当たりにかける教育費は年々上昇し、結果として市場規模は横ばいが予想されております。体操教室はスポーツ系の習い事において水泳に次いで高い人気を誇っており、今後教室数が増加するに連れ更なる人気の高まりが期待されます。

［習い事に関するアンケート調査結果］（N=414）



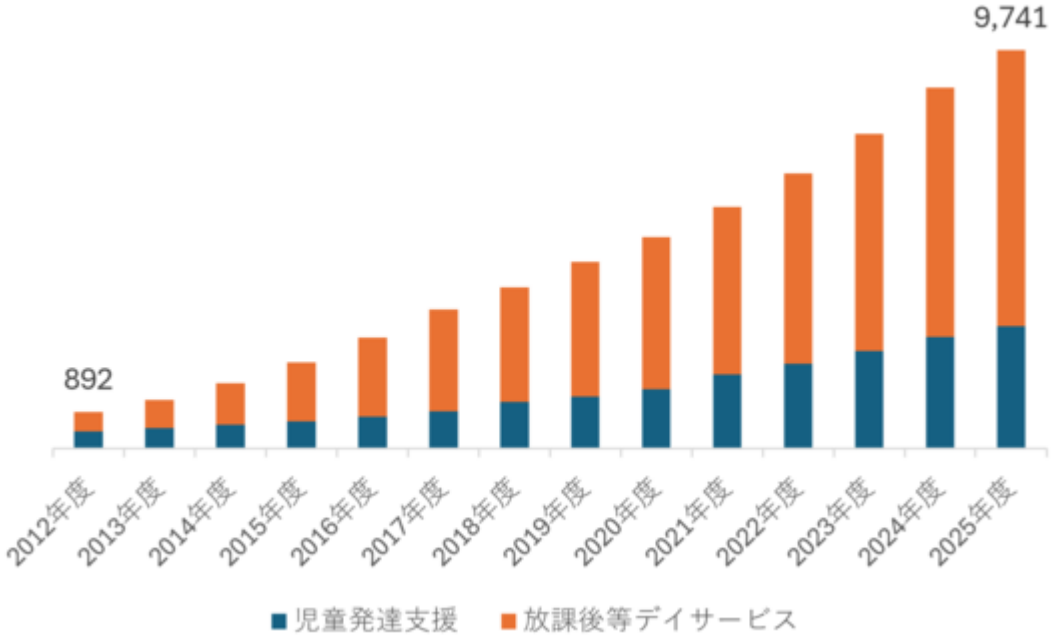
(いこーよ ユーザーアンケート「今春から新しく始めさせたい習い事」（2022）より)

当社は体操教室チェーンのパイオニアとして市場開拓を進めておりますが、水泳教室の拠点数が約6,800拠点（スポーツ庁「体育・スポーツ施設現況調査」より）ある中、体操教室の拠点数は約1,200拠点（公開情報に基づき当社調べ）に留まっていることから供給が不足している状態にあると認識しており、市場全体の約１割となる750億円程度の潜在市場が存在すると試算しております。

② 発達支援事業

発達支援事業が属する障害児通所支援市場は2025年度で9,741億円とされており（厚生労働省 こども家庭庁「障害福祉サービス等の最近の動向（令和８年９月）」より）、2012年の制度開始以降、利用児童数及び一人当たり利用費用の増加により市場規模は約10倍に拡大しております。

［障害児通所支援の市場規模］　　単位：億円



市場拡大の背景として発達障害の社会的認知の高まりがあり、障害を抱える子どもの数は年々増加し、その数は12万人に上ります（文部科学省「通級による指導を受けている児童生徒数の推移」より）。市場の拡大と同時に事業者の数も増加傾向にありますが、利用者の数は今後益々の拡大が予測されており、依然として成長余地が大きい状態にあると考えられます。

(3) 経営戦略

当社事業における顧客の本質的なニーズは不変であると考えております。親は子に「自立して生きていく力を身につけてほしい」と考え、それに対し当社は、非認知能力及び運動能力の向上といった価値の提供に取り組んでおります。

当社のサービス提供において何より重要であるのが当事者である子ども達の「やってみたい！」という気持ちを如何に引き出すかであります。当社は店舗が最大のマーケティングと考え、ショッピングセンター内で子どもの目に付くように配置を工夫し、独自のキャラクターや色使い、興味関心を引く体操器具を設置し、スモールステップでどんどん上達するレッスン・カリキュラムを組む等、一連の仕組みにより夢中体験を実現することで、他社との差別化に結び付けております。

また、習い事においては週１回、保護者による送迎が必須となるため、顧客の暮らしの動線に立地することが重要となっております。当社店舗の約９割はショッピングセンター内の出店となっておりますが、これまでに積み重ねてきた集客実績により、不動産デベロッパー、商業施設等から好条件で店舗賃貸を獲得することができ、高い参入障壁を築き上げております。

(4) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社が重視する経営指標（KPI）は、店舗数及び会員数としております。適正な投下資本利益が確保できる領域に資本を投下するとともに、その利益を継続的に拡大するための経営戦略を推進してまいります。また当社では講師ひとり一人のサービス力が重要であることから、体験レッスンから入会に至る比率を表す入会率、及び退会率についても重要な指標と考えております。

各期末時点の店舗数及び会員数の推移は以下となります。

	店舗数		会員数
	（体操教室事業）	（発達支援事業）	（体操教室事業）
2021年８月期	31 店	1 店	9,783人
2022年８月期	58 店	4 店	16,378人
2023年８月期	86 店	7 店	24,186人
2024年８月期	115 店	10 店	35,069人
2025年８月期	151 店	10 店	44,616人
2026年８月期	195 店	12 店	53,685人
2027年８月期（見込）	250 店	15 店	65,000人

(注) 上記KPIについては提出日現在において予測できる事情等を基礎とした合理的な判断に基づくものであり、その達成を保証するものではありません。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

(1)および(3)に記載の、経営方針及び中期経営計画を実行していくうえで、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題は以下のとおりであります。

① 継続的な新規出店及びエリアの拡大

当社のビジョンを実現するためにも、継続的な出店は不可欠であります。今後、出店ペースを年間50～100店舗まで加速させ、中期ターゲットである530店舗体制を目指してまいります。

体操教室事業においては、創業からこれまでは、人口が集積しており親子で通いやすい立地として、政令指定都市のショッピングセンター内を中心に出店を重ねてまいりました。近年では、都市部の商業施設や路面店、ビルイン、郊外型のロードサイド等も含めた出店検討を進めております。また、エリアとしても未出店地域が未だ数多く存在しております。当社では全国のデベロッパー、サプライヤーとのネットワーク及びこれまでに培ってきた出店戦略のパッケージを活かし、出店までに要する期間や投資回収期間の短縮に努めながら、積極的な拡大を進めてまいります。

発達支援事業においては、既存店舗を構える関東圏を中心とし強固なドミナントを形成する方針です。

② 店舗当たり会員数の増加

店舗数の拡大とともに既存店舗の更なる会員数増加が重要であると考えております。体験獲得、入会率及び退会率の改善に努めるにあたり、各種プロモーション施策の実行、店舗業務の改善、レッスン品質及び顧客サービスの向上、社員の質向上に努めてまいります。当社では顧客満足度向上のため、店舗に設置している見守りカメラ（CCTVカメラ）の活用による品質管理、目安箱又はコールセンターの運用、各種口コミサイトの全件確認、覆面調査・臨店の実施を行っており、引き続きサードプレイスの実現に努めてまいります。

③ 収益力の強化

レッスン品質を維持・向上していくためにも、今後益々の収益力強化が必要であります。当社教室の売上高は主に月会費、入会金、年会費、物販等により構成され、会員数の増加に比例し売上高が拡大します。前項の施策により店舗当たり会員数を最大化するとともに、2025年に販売を開始したゼリー飲料等の物販の強化、プライシングの最適化等により得た収益を従業員の待遇向上及び新規開発投資等へ結び付け、好循環を作ることで他の追随を許すことなく、事業の競争力を高めてまいります。また既存事業の拡大とともに新規事業にチャレンジし、新たなサードプレイスの創出ならびに収益源の多角化に努めてまいります。

④ 財務基盤の強化

当社は現時点において財務上の課題は特段認識しておりませんが、新規出店時の設備資金、人件費、地代家賃等に係る資金については、安定的な事業資金の確保を目的とし、短期的な運転資金が必要となる場合は、金融機関からの借入金で充当しております。今後については、自己資金、金融機関からの借入に加え、増資資金で賄う等の施策により、財務基盤を強化していく方針であります。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社のサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものになります。

(1) サステナビリティに関する考え方

当社はビジョンである「子どもの未来をつくるサードプレイス。」に基づき、地域密着の教育インフラとして社会課題の解決に貢献することを目的に経営をしてまいりました。お客様である子ども、保護者、価値提供をともに実現するフランチャイズ加盟社をはじめとする取引先の皆様、従業員、株主の皆様とともに、社会・環境をより良くしていくことで、サステナビリティ経営を実践してまいります。

(2) コーポレート・ガバナンスとリスクマネジメント

当社は中長期的な企業価値向上の観点から、取締役会において実効性のある議論を行い、持続的な成長に関する課題・取組等についても適宜議論できる体制となっております。また取締役間における相互監視、監査役会における監査、内部監査による全部門の監査等により、業務の適法性や適正性を担保する仕組みを構築することにより、その有効性を確保してまいります。

また当社は、サステナビリティ関連のリスク及び機会を経営の重要課題と位置づけ、取締役会による監督のもとで、これらを識別、評価及び管理する体制を構築しています。具体的には、代表取締役社長を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を設置し、四半期に1回の開催を通じて、事業環境の変化や社会的要請を踏まえたサステナビリティ関連のリスク及び機会の洗い出しを行っており、その評価及び対応策の策定と顕在化の防止に関する事項を検討し、委員会にて討議しております。これらの検討結果のうち、重要な内容は、取締役会へ報告し、取締役会においてその妥当性や対応状況についての監督を行うとともに、経営戦略及びリスク管理体制に反映しております。なお、リスクが顕在化し、重大なインシデントが発生した場合には代表取締役社長を中心に解決にあたることとしております。また取締役及び従業員は、職務権限規程に基づき職務を執行し、各職務に内包するリスクについて管理しております。

ガバナンスの詳細については、「第４提出会社の状況　４コーポレート・ガバナンスの状況等（１)コーポレート・ガバナンスの概要　② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由」をご参照ください。

(3) 戦略

①　人材の獲得と育成

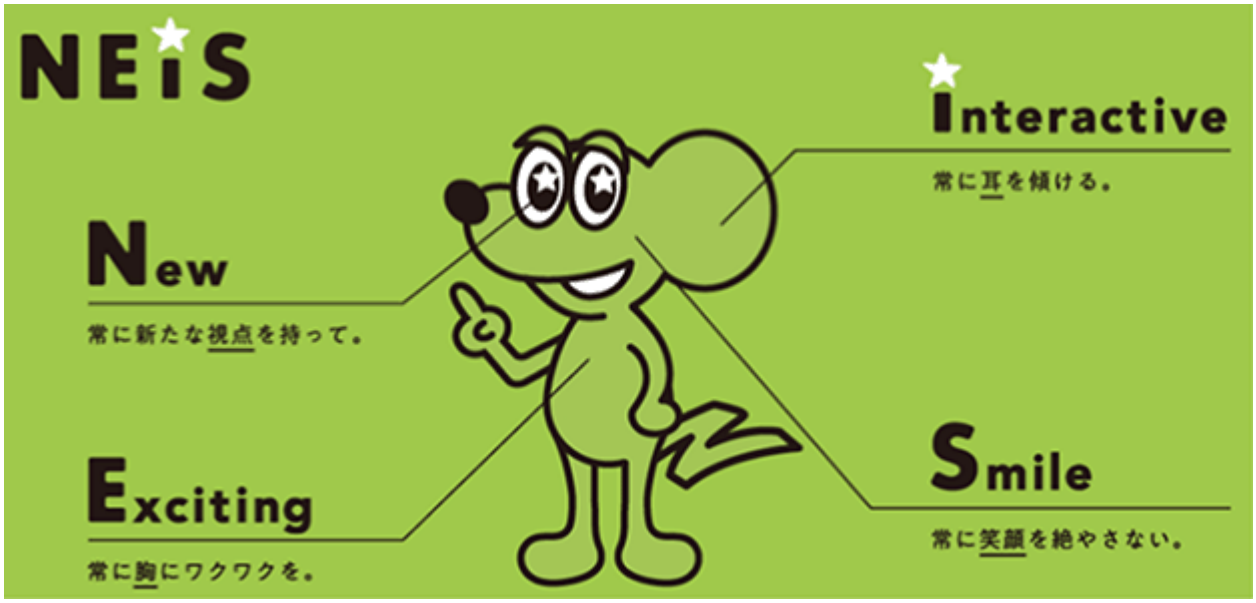
当社の持続的な成長のために、優秀な人材の獲得及び人材育成は欠かせないものであります。そのため当社では、様々な施策を通じて、当社へのエンゲージメントを高め、より成長できるような仕組み作りを推進しております。

当社は定期的にES（従業員満足度）アンケートを実施し現状把握に努め、またエンゲージメントを高める施策として、信頼関係の構築・成長支援・諸問題の早期把握等を目的としたメンター制度を導入し、１on１ミーティングを実施しております。その他にも、育休取得の推進、各種教育プログラムや定期的なフォローアップにより、従業員個々のライフスタイルに合わせて柔軟に対応できる体制を整えております。

②　企業文化の醸成

当社は、全役職員がビジョンを共有し、同じ方向に向かって走ることができる環境づくりに注力しております。そのため当社では年に１回、ビジョン及びミッションを全役職員に周知し、また全体朝礼、研修、ワークショップ等を定期的に実施することで企業理念の浸透を図っております。

またビジョンを実現するための行動指針「N・E・I・S」については、以下のように設定しております。



	行動指針
New	変化を恐れず、進化を楽しむ
Exciting	できないより、どうやれるか
Interactive	人から学び、お互いを尊重する
Smile & Safety	安心安全の先に笑顔がある

(4) 指標及び目標

女性社員数の多い当社としては、女性が管理職として活躍できる雇用環境の整備を行うため、定期的なフォローアップや研修等による意識改革、適材適所となり得る配置転換等も行っております。マネジメント業務に従事する者の内、女性労働者の割合を高める体制を整えておりますが、会社全体としてはその重要性も勘案したうえで、年齢や国籍、性別等の区分による構成割合等の目標は現時点では定めておりません。今後、必要に応じて目標設定をしてまいります。

3 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

また、必ずしもリスク要因に該当しないと考えられる事項についても、投資家の投資判断上、有用であると考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。当社は、これらのリスク発生の可能性を認識したうえで、その発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項も慎重に検討したうえで行われる必要があると考えております。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

① 人口動態の変化

発生可能性：高、発生可能性のある時期：足許～長期、影響度：大

当社は、日本国内において子ども向け習い事サービスの提供を行っており、少子化は既存店の収支及び新規店の出店計画に影響を与える可能性があります。

ただし少子化の進展を踏まえましても、全国に必要とされる体操教室の数は依然不足している状況にあると考えており、当社の中期目標である530店舗は、将来予測されている人口減少を十分に勘案した計画となっております。また出店の意思決定にあたっては、詳細な商圏分析に基づき判断を下し、短期間で投資回収を行うことで柔軟にスクラップ・アンド・ビルド（老朽化したり効率の悪くなった設備や組織などを廃棄・廃止し、新しいものに再建すること）することが可能な経営体制を取っており、人口動態の変化に対するリスク低減を図っております。

② 児童福祉法の改正と法対応

発生可能性：高、発生可能性のある時期：３年毎、影響度：低

当社では、『児童福祉法』を根拠法とする発達支援事業（児童発達支援、放課後等デイサービス）を運営しております。発達支援事業は国から報酬を得ており、原則として３年に一度、報酬改定が行われるため、これらの法制度の改正により、当社の事業および業績に影響を与える可能性があります。

また各事業所は自治体より事業所設置の指定を受けるもので、何らかの原因によりこれらの指定を取り消された場合や営業停止となった場合、減算対象となった場合等には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

そのため当社では、国が目指す方向性への理解を深めるとともに、各事業所においては法令や通達の解釈に齟齬が発生しないよう、自治体と適宜確認を取りながら事業運営を進めております。

③ 主力事業への収益依存

発生可能性：中、発生可能性のある時期：中長期、影響度：中

当社の収益の大部分は、体操教室事業から生み出されています。また、当社は更なるビジョンの実現と中長期的な企業成長に向け、アジアを軸とした海外展開や文科系教室といった新規事業の創出に積極的に取り組み、収益の柱を複数構築する方針であります。

新規事業の展開にあたってはリスクを軽減するために必要な情報収集及び検討を実施しておりますが、新規事業の拡大が予測通りに進まない場合、投資資金を回収できず、当社の業績に影響を与える可能性があります。また様々な要因により体操教室事業から十分な収益を生み出すことができない場合には、新規事業への投資が制限され、事業ポートフォリオの構築が計画通りに進まない可能性があります。

④ 海外事業に係るリスク

発生可能性：中、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：小

当社は、新規事業としてマレーシアに子会社を有し、今後教室展開を進める予定です。海外での事業展開にあたっては、当該国の諸法令への対応等、社外専門家の助言を得ながら、海外事業に対応できる人材の育成・採用等を行っており、今後も引き続き対応してまいりますが、当該国において予期し得ない法律・規制・租税制度等の変更や、不利な政治的要因が発生した場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

⑤　特定人物への依存

発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社の創業者であり大株主でもあります南友介は、企業文化の創造、経営方針、戦略の構築に重要な役割を果たしてまいりました。何らかの理由により同氏に不測の事態が生じた場合には、経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。なお、当社は経営に関する重要事項の意思決定は取締役会が行っているため、当該リスクが顕在化する可能性は低いと考えております。

⑥　新規出店計画の達成

発生可能性：低、発生可能性のある時期：中計期間、影響度：中

当社は中期経営計画のもと、着実な新規出店を通じた持続的な成長を目指しております。当社は様々な情報を活用し需要予測を行い、オープン前から個々の立地に合わせたプロモーションプランを実行しておりますが、何らかの理由でフランチャイズ加盟社の出店意欲が減退した場合や、新規加盟の獲得が想定通りに進まない場合には、直営とFCの出店ミックスが変化することとなります。直営の出店割合が増加した場合には、長期的な利益増につながりますが、短期的にはFC開業支援売上などの一過性の収益が減少するほか、新規出店によるコストが先行する可能性があります。

また仮に直営、FC共に出店計画が未達となる場合は、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。しかしながら、現時点で全国各地に未出店地域が多数存在しており、中計期間に当該リスクが顕在化する可能性は低いと考えております。

⑦　競争環境の激化

発生可能性：中、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：低

当社のサービスは人が提供するものであり、その質は人材の質に左右される傾向の強い業種であります。当社が持つ採用力や人材育成のノウハウは模倣が困難と考えられますが、更なる競合他社の事業拡大や新規参入が、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。これらのリスクに対して当社では、出店立地を押さえることにより、今後の事業展開を有利に進めていく方針であります。

⑧　人材の確保及びサービス品質の継続的向上

発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

前記の通り、当社のサービス提供にあたっては人が不可欠であり、またそのサービス品質は人材の質に左右される傾向が強くあります。店舗数の拡大に人材確保及びサービス品質の維持・向上が伴わない場合、集客が低迷し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

このリスクに対する対応策として、当社は採用応募時の実技試験にはじまり、入社後の20日間研修及びその後のオンボーディングを通じてサービス品質の維持・向上に努めております。また、従業員が当社の理念にさらに共感し、行動指針を体現できるよう情報発信・交流の機会を継続するとともに、継続的な賃上げとキャリアパスの整備等を実施することにより、従業員のモチベーションと定着率を向上させてまいります。

⑨　個人情報の保護

発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社は、顧客及び保護者の氏名、住所等の個人情報を保有しております。何らかの事情により個人情報が外部に漏洩した場合は、当社が損害賠償責任を負う可能性や当社の社会的信用の失墜により、当社の財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

上記リスクに対しては、保険商品により一定のリスク移転を図っているほか、そもそもの発生を未然に防ぐべく取り組んでおります。当社はプライバシーマークの認証を取得しており、個人情報の取扱いに関する業務フローを定めて適切な運用に努めております。権限管理により業務上不必要な社員の基幹システムにおける個人情報へのアクセスを制限するとともに、PCログや店舗に設置している見守りカメラ（CCTVカメラ）の映像により追跡可能な体制を設ける等、ハード面を整備し、ソフト面においても従業員に対して個人情報保護に係る継続的な研修を行うことで、個人情報の不正利用・漏洩防止を含むコンプライアンス意識の啓発を図り、個人情報保護に取り組んでおります。

⑩　レッスン中における顧客及びスタッフの安全確保

発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社では店舗の運営に関し、顧客及びスタッフの安全確保を重大な経営課題として認識し、非常時の現場マニュアルを作成し、定期的に研修を行う等、万全の体制で臨んでいると考えております。しかしながら、事故発生の可能性は皆無とは言えず、万一重大な事故が発生した場合や、その他の運営上における何らかのトラブルが発生した場合、当社が損害賠償責任を負う可能性や当社の社会的信用の失墜により、当社の財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑪　当社役職員による不正・不祥事

発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社の事業は、顧客やその家族に加えて、取引先の企業や、関係機関、地域社会の住民の皆様との支えの元に成り立つものであると認識しております。当社の役職員には、企業理念、ビジョンを浸透させ、コンプライアンスを遵守する意識を高く保つように社員の教育研修を徹底しております。しかしながら、役職員の不正・不祥事等何らかの事象の発生や、当社に対して不利益な情報や風評が流れた場合には、当社の財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

⑫　風評被害

発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：低

当社は、インターネット上での様々な書き込みにより風評被害が発生・拡散した場合、その内容の正確性に関わらず、当社の社会的信用が失墜し、当社の財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

当社ではお客様からの目安箱及び相談窓口を設置し、顧客クレームに真摯に対応するなどサービスの改善や法令遵守に十分留意を行っております。また当社の従業員に対してもビジョンの浸透に取り組み、定期的に1on１ミーティングを実施しているほか、エンゲージメントサーベイを取得し、従業員満足度の向上に努め、上記リスクの低減を図っております。

⑬　フランチャイズ運営店舗における統一性の維持

発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社は直営店の運営に加え、フランチャイズ加盟社が運営する店舗を含めたフランチャイズ・システム全体の運営を行っており、今後の出店もフランチャイズを中心に行っていく方針であります。フランチャイズ加盟社は独立した経営主体であるため、当社の指導に従ったサービス提供が行われないリスクや、フランチャイズ加盟社における不祥事等が当社ブランド全体に影響を及ぼす可能性があります。当社は経営理念、ビジョンをフランチャイズ加盟社と共有し、店舗運営のために必要なサポートを提供するとともに、法令遵守のための指導・研修を実施しており、直営店と同水準のサービスを提供するための体制を整えております。しかしながらこれらの取り組みにもかかわらず、上記のようなリスクが顕在化した場合には当社のブランド価値が毀損し、業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑭　関連法規の遵守

発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社の事業内容に関連して、個人情報保護法、児童福祉法、フランチャイズ・システムにおける独占禁止法、景品表示法、旅行業法等の法令による規制を受ける場合があります。当社では専門家と緊密に連携しながら、これら関係法令の改正等がある場合には直ちに対応しておりますが、万が一それらの対応が行えなかった場合、当社の財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑮　ノウハウの流出、ビジネスモデルの模倣

発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：低

当社の事業に関連する商標、フランチャイズ・ノウハウ、ビジネスモデル等は当社にとって重要であり、それらの保全に努めておりますが、それらの模倣や不正使用がされない保証はありません。そのような場合には、損害賠償請求や使用差し止め等の対応が想定されますが、そのような事態が発生する場合には当社の財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑯　仕入に係るリスク

発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社は店舗で使用する体操器具、Tシャツ等の指定用品等を取引先からの仕入により入手しております。またこれらは主に中国で製造されているため、政治・経済情勢、為替、法令の変化等により、計画通りの仕入ができない場合や価格が高騰する場合があります。当社では複数の製造委託先を持つことによりリスク回避の努力を継続しておりますが、これらのリスクに対処できなかった場合は、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑰　賃貸借契約に係るリスク

発生可能性：低、発生可能性のある時期：中長期、影響度：中

当社は、直営店の出店にあたっては賃貸借契約に基づく出店を基本としております。そのため当社が事業を継続するうえでは、好立地を好条件で賃借し続けることができるか否かに影響を受けます。当社では日ごろから賃貸人とのコミュニケーションを緊密に行い、突発的に上記リスクが発生しないよう努めておりますが、顕在化した場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑱　自然災害等のリスク

発生可能性：中、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社は、日本全国及び海外に店舗を有しております。そのため当社が事業を展開する地域において、大規模な地震・台風などの自然災害、感染症の流行、社会的な混乱等が発生した場合、店舗の損壊や営業停止の悪影響をもたらす可能性があります。これに対し当社では、BCPの策定、データのバックアップ体制やネットワークセキュリティの強化などにより事業継続に支障が生じるリスクの低減を図っておりますが、自然災害や火災等を完全に回避することは困難であり、店舗の損壊、営業停止、通信障害等が発生した場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑲　情報システム・リスク

発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社は、情報システム及びネットワーク網を整備し、会員様の予約から、顧客管理、人事、会計業務等にシステムを導入しております。これらのシステムを適正かつ継続的に運用するため、情報システムグループによる稼動状況の監視と安全性の検証、情報管理規程類の運用等を行っております。しかしながら、これらの取組みにもかかわらず、何らかの原因によりシステム障害やサイバー攻撃等が発生した場合、業務運営が困難になり、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑳　固定資産の減損・除却

発生可能性：中、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：低

当社では、減損損失が発生しないよう個別店舗の収支管理を徹底し、採算性の悪い店舗に対しては積極的に対策を講じておりますが、万一、不採算店舗の増加や閉鎖が集中した場合、多額の減損損失が発生し、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

㉑　新株予約権の行使による株式価値希薄化

発生可能性：高、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：低

当社では、役員及び従業員に対するインセンティブを目的として、当社の新株予約権を付与しております。また今後におきましても、役員及び従業員に対するインセンティブとして新株予約権を付与する可能性があります。当事業年度末日現在におけるこれらの新株予約権による潜在株式数は158,800株であり、発行済株式総数4,481,300株の3.54%に相当しております。これらの新株予約権が権利行使される場合、当社株式が新たに発行され、既存株主が有する当社株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。

㉒　配当政策について

発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社は、成長過程にあり人材確保・育成、サービス強化のための投資、営業強化のための広告宣伝や販売促進、その他成長投資に対して迅速に対応するため、創業以来配当を実施していません。株主に対する利益還元は重要な経営課題であると認識していますが、現時点で配当実施の可能性及びその時期は未定です。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下、「経営成績等」という。)の状況の概要は次のとおりであります。

① 経営成績の状況

当事業年度におけるわが国経済は、一部に弱めの動きがみられるものの景気は緩やかに回復してきております。個人消費においては物価上昇が消費者マインドに影響を与えている中、雇用・所得環境の改善を背景に緩やかな増加基調を維持しております。

当社が属する体操教室業界におきましても、こうした経済状況や少子化など取り巻く環境は依然と厳しいものとなっておりますが、子どもの運動能力低下への危機感の高まりなどにより、コロナ禍で一時停滞した需要も回復が見込まれています。

このような事業環境のなか、当社は「子どもの未来をつくるサードプレイス。」のビジョンのもと、国内において直営およびフランチャイズ方式にて「ネイス体操教室」を運営する体操教室事業、児童発達支援および放課後等デイサービス施設「ネイスぷらす」を運営する発達支援事業を行っており、以上２事業を報告セグメントとしております。

体操教室事業では、「すこやかなカラダとしなやかなココロ」をコンセプトとした子ども向けの体操教室を、全国各地のショッピングセンター内を中心にチェーン展開しております。少子化の中において、子どもの運動機会が年々減少している等により、当社サービスへの需要は今後も高まることが予想されます。

発達支援事業では、発達障害のある子どもを対象とし、運動療育をはじめとしたさまざまな支援を提供する施設である「ネイスぷらす」を展開しております。当事業は、体操の指導による全身の運動機能及び身体コントロール能力の向上、集団生活への適応訓練等のサービスを提供しており、発達障害の社会的認知の広がりにより当社サービスの必要性は高まっていると考えられます。

第15期事業年度及び第16期事業年度における業績は以下の通りです。 （単位：千円）

	第15期事業年度 (自　2024年９月１日 至　2025年８月31日)	第16期事業年度 (自　2025年９月１日 至　2026年８月31日)	増減額	増減率（%）
売上高	2,855,346	3,654,948	799,602	28.0
営業利益	312,278	511,521	199,242	63.8
経常利益	358,755	606,311	247,555	69.0
当期純利益	248,907	380,769	131,862	52.9

セグメントごとの業績は以下の通りです。 （単位：千円）

		第15期事業年度 (自 2024年９月１日 至 2025年８月31日)	第16期事業年度 (自 2025年９月１日 至 2026年８月31日)	増減額	増減率 (%)
体操教室事業	売上高	2,586,459	3,336,915	750,455	29.0
	セグメント利益	713,030	1,059,957	346,926	48.6
発達支援事業	売上高	268,886	318,032	49,146	18.2
	セグメント利益	6,684	39,478	32,794	490.5
調整額（注）１	売上高	―	―	―	―
	セグメント損失 (△)	△360,959	△493,124	△132,165	―

(注) １．各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれております。
２．セグメント利益は各報告セグメントにおける経常利益にあたる数値となっております。

＜体操教室事業＞

体操教室事業については、当事業年度で新規に開設した45店舗の集客も順調に推移し、累計で195店舗となりました。既存店については値上げ実施後も引き続き高い水準で会員数が推移し、当事業年度の売上高は3,336,915千円(前期比29.0%増)、セグメント利益は1,059,957千円(同48.6%増)となりました。なお、当事業年度において退店が１店舗ありました。

＜発達支援事業＞

発達支援事業については、当事業年度で新規に開設した２店舗も好調に立ち上がり、既存店舗の売上も向上したことから、当事業年度の売上高は318,032千円(前期比18.2%増)、セグメント利益は39,478千円(同490.5%増)となりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は3,654,948千円（前期比28.0%増）、営業利益は511,521千円（同63.8%増）、経常利益は606,311千円（同69.0%増）、当期純利益につきましては380,769千円（同52.9%増）となりました。

② 財政状態の状況

(資産)

当事業年度末の資産合計は3,222,059千円となり、前事業年度末と比較して1,161,474千円増加いたしました。

流動資産は2,306,581千円となり、前事業年度末と比較し921,717千円増加いたしました。これは主に、店舗数増加により売上が増大した為、現金及び預金が868,705千円、売掛金が31,293千円、前渡金が15,786千円増加したことによるものであります。

固定資産は915,477千円となり、前事業年度末と比較して239,756千円増加いたしました。これは主に、新規直営店舗の開設等に伴い建物が123,960千円、差入保証金が85,757千円、関係会社株式が38,270千円増加したことに対し、繰延税金資産が7,112千円減少したことによるものであります。

(負債)

当事業年度末の負債合計は2,141,780千円となり、前事業年度末と比較して392,151千円増加いたしました。

流動負債は1,626,797千円となり、前事業年度末と比較して339,822千円増加いたしました。これは主に預り金が212,139千円、未払金が77,844千円、未払法人税等が77,823千円増加したことに対し、１年内返済予定の長期借入金が45,929千円減少したことによるものであります。

固定負債は514,983千円となり、前事業年度末と比較して52,329千円増加いたしました。これは主に、店舗数の増加に伴い長期預り保証金が64,928千円、資産除去債務が40,249千円増加したことに対し、長期借入金が52,427千円減少したことによるものであります。

(純資産)

当事業年度末の純資産合計は1,080,278千円となり、前事業年度末と比較して769,322千円増加いたしました。これは、新株の発行及び新株予約権の行使により資本金及び資本準備金がそれぞれ194,276千円増加、当期純利益の計上により利益剰余金が380,769千円増加したことによるものであります。

③ キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は1,944,576千円となり、前事業年度末と比較して868,705千円増加いたしました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、833,206千円となりました（前事業年度は660,261千円の収入）。これは主に、店舗数の増加に伴い税引前当期純利益604,516千円（前年同期比260,511千円の増加）、預り金の増加による収入212,139千円（前年同期比61,983千円の増加）、未払金の増加41,624千円（前年同期比32,844千円の増加）、減価償却費107,717千円（前年同期比22,217千円の増加）、長期預り保証金の増加による収入38,000千円（前年同期比10,000千円の増加）等の資金の増加要因があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、254,697千円となりました（前事業年度は156,466千円の支出）。これは主に、長期預り保証金の受入による収入が26,928千円（前年同期比10,008千円の増加）があったものの、新規直営教室の開設等に伴う建物並びに工具、器具及び備品等の有形固定資産の取得による支出151,208千円（前年同期比45,307千円の増加）、敷金等の差入による支出90,574千円（前年同期比30,452千円の増加）、関係会社株式の取得による支出38,270千円（前年同期実績なし）等の資金の減少要因があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は、290,196千円となりました（前事業年度は107,696千円の支出）。これは主に、長期借入金の返済に支出が98,356千円（前年同期比9,340千円の減少）があったものの、株式の発行による収入330,924千円（前年同期実績なし）、新株予約権の行使による収入57,628千円（前年同期実績なし）の資金の増加要因があったことによるものであります。

④ 生産、受注及び販売の実績

a 生産実績

当社が提供するサービスの性格上、生産実績の記載に馴染まないため、当該記載を省略しております。

b 受注実績

当社が提供するサービスの性格上、受注実績の記載に馴染まないため、当該記載を省略しております。

c 販売実績

販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第15期事業年度 (自 2024年９月１日 至 2025年８月31日)		第16期事業年度 (自 2025年９月１日 至 2026年８月31日)	
	売上高（千円）	前期比（%）	売上高（千円）	前期比（%）
体操教室事業	2,586,459	124.2	3,336,915	129.0
発達支援事業	268,886	112.2	318,032	118.2
合計	2,855,346	123.0	3,654,948	128.0

(注) １．主な相手先別の記載については、相手先別の販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10未満であるため記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は、次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

① 財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

「（1）経営成績等の状況の概要　①経営成績の状況　②財政状態の状況」に記載のとおりです。

② キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

a キャッシュ・フローの状況の分析

「（1）経営成績等の状況の概要 ③キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりです。

b 資本の財源及び資金の流動性に関する分析

当社の主な資金需要は、新規出店及び改装等に係る設備投資及び人件費です。当社は、これらの資金需要に対して、事業上必要な資金の流動性と財源を安定的に確保することを基本方針とし、資金使途や金額に応じて、自己資金の他、金融機関からの借入、新株発行による調達といった資金調達を柔軟に検討し、確保していく方針です。

③　重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。当社の財務諸表の作成にあたっては、当事業年度末における資産、負債の報告金額及び収益、費用の報告金額に影響を与える見積り、判断及び仮定を使用することが必要となります。当社の経営陣は財務諸表作成の基礎となる見積り、判断及び仮定を過去の経験や状況に応じ合理的に判断される入手可能な情報により継続的に検証し、意思決定を行っております。しかしながら、これらの見積り、判断及び仮定は不確実性を伴うため、実際の結果と異なる場合があります。

財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第５　経理の状況　１財務諸表等　(1)　財務諸表　注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載のとおりであります。

なお当社では、当該仮定の下、会計上の見積もりについて組織的な検討を行っておりますが、現時点において翌事業年度以降の財政状態及び経営成績に及ぼす重要な影響は認識しておりません。

④　経営方針、経営戦略又は経営上の目標の達成を判断するための客観的な指標等の分析

当社は、持続可能な成長・発展を目指して、成長戦略の推進、既存事業の売上拡大、収益性の向上、人材開発、新規事業の推進等、顧客価値創造に取り組んでいくことが重要と認識しており、企業の成長性及び収益力を表す指標として、売上高成長率及び経常利益率を重要な経営指標と位置付けております。各指標の進捗状況については、以下のとおりであります。今後も引き続き、売上高の増加、経常利益率の上昇を目指してまいります。

	前事業年度 （自　2024年９月１日 至　2025年８月31日）	当事業年度 （自　2025年９月１日 至　2026年８月31日）
売上高成長率	23.0%	28.0%
経常利益率	12.6%	16.6%

5 【重要な契約等】

ネイス体操教室フランチャイズ・システム加盟契約

契約会社名	相手先の名称	相手先の所在地	契約期間	契約内容
ネイス株式会社	各フランチャイジー事業者	日本	契約締結日より５年間。以後両当事者が契約終了の意思表示をしない場合には２年間更新され、以後同様。	当社は、契約締結先に、ネイス体操教室に係る商標等の使用許諾及び店舗運営に係るノウハウ等を提供し、契約締結先は指定店舗のネイス体操教室を開業し、運営する。

（注） 上記については、当社は契約締結先より、加盟金、開業支援金、体操器具・備品代金、広告分担金、ロイヤリティ等を対価として受け取っております。これらの主な内容については、「第５経理の状況　１財務諸表　注記事項　（重要な会計方針）６収益及び費用の計上基準」をご参照下さい。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第３ 【設備の状況】

１ 【設備投資等の概要】

第16期事業年度(自 2025年9月1日 至 2026年8月31日)

(体操教室事業)

3拠点の移転を含む直営教室13拠点の開校に伴い、建物や工具、器具及び備品を中心に191,199千円、業務プロセス改善を目的としソフトウェアに3,480千円の設備投資を実施いたしました。また移転及び四谷校火災発生に伴い旧施設の建物28,973千円を除却致しました。また経年劣化による使用不可となった工具、器具及び備品3,950千円を除却致しました。

(発達支援事業)

直営教室2拠点の開校に伴い建物や工具、器具及び備品を中心に19,757千円の設備投資を実施致しました。

(その他)

従業員増加に伴う事業所開設及び移転に伴い16,033千円の設備投資を実施致しました。

2 【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、次の通りであります。

2026年８月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (人)
			建物	工具、器具及び備品	その他	合計	
ネイス体操教室 71施設	体操教室事業	体操教室及び レンタル備品	363,526	8,172	7,913	379,612	138 (103)
ネイスぷらす 12施設	発達支援事業	運動療育施設	20,909	451	―	21,361	59 (4)
埼玉オフィス (埼玉県川口市)	体操教室事業	コールセンター	442	142	―	585	6 (14)
分室 (東京都千代田区)	全社（共通）	事務所	3,583	―	―	3,583	10 (2)
本社 (東京都千代田区)	全社（共通）	事務所	12,866	3,707	8,995	25,569	132 (7)
大阪オフィス (大阪市淀川区)	全社（共通）	事務所	11,412	169	―	11,581	14

(注) １．現在休止中の主要な設備はありません。
２．帳簿価額のうち「その他」は、建設仮勘定及び無形固定資産であります。
３．従業員数は、就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含む。）は、2026年8月31日現在の在籍人数を（ ）外数で記載しております。
４．上記は全て賃借しており、年間の賃借料は387,084千円であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当社の設備投資については、出店計画、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。

(1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定年月	完成後の増加能力 (注)
				総額 (千円)	既支払額 (千円)				
ネイス株式会社	ネイス体操教室 (日本国内)	体操教室事業	内装及び体操器具等	142,500	―	自己資金又は増資資金	2026年9月	2027年8月	15店舗
ネイス株式会社	ネイスぷらす (日本国内)	発達支援事業	内装及び体操器具等	31,020	―	自己資金又は増資資金	2026年9月	2027年8月	３店舗
ネイス株式会社	ネイス体操教室 (日本国内)	体操教室事業	内装及び体操器具等	142,500	―	自己資金又は増資資金	2027年9月	2028年8月	15店舗
ネイス株式会社	ネイスぷらす (日本国内)	発達支援事業	内装及び体操器具等	51,700	―	自己資金又は増資資金	2027年9月	2028年8月	５店舗

(注) 完成後の増加能力は、新設予定の店舗数を示しております。

(2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第４ 【提出会社の状況】

１ 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	16,000,000
計	16,000,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2026年８月31日)	提出日現在 発行数(株) (2026年11月27日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,481,300	4,496,300	東京証券取引所 グロース市場	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。
計	4,481,300	4,496,300	―	―

(注) 提出日現在の発行数には、2026年11月１日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2024年６月３日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員　55（注）５
新株予約権の数（個）　※	79,400　[71,900]（注）１
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）　※	普通株式　158,800　[143,800]（注）１
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	276　[276]（注）２
新株予約権の行使期間　※	2026年６月４日　～　2034年６月３日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）　※	発行価格　276　[276] 資本組入額　138　[138]
新株予約権の行使の条件　※	（注）３
新株予約権の譲渡に関する事項　※	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項　※	（注）４

※　当事業年度の末日（2026年８月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2026年10月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[　]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）１．新株予約権１個につき目的となる株式数は、２株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

２．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{１株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

３．① 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員、顧問、社外協力者その他これらに準じる地位を有していなければならない。ただし、当社の取締役会が正当な理由があると特に認める場合には、その認める範囲において、本新株予約権を行使することができる。
② 新株予約権の行使は、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。
③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。
④ 本新株予約権の行使は、１新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

４．当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い
当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
　組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
　再編対象会社の普通株式とする。
③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
　組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記１.に準じて決定する。
④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
　交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記２.で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
⑤ 新株予約権を行使することができる期間
　上記に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
⑥ 新株予約権の行使の条件
　前記３.に準じて決定する。
⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
　上記に準じて決定する。
⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
　譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
⑨ 新株予約権の取得事由
　新株予約権者が権利行使をする前に、当社(以下「甲」とする)が消滅会社となる合併契約承認の議案又は甲が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、甲の取締役会決議がなされた場合）は、甲は、取締役会が別途定める日に、無償で本新株予約権を取得することができる。
　新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、甲は、取締役会の決議により別途定める日において本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

５．付与対象者による権利行使ならびに退職による権利の喪失等により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社従業員41名となっております。
６．2026年３月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権行使の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2024年６月３日(注１)	1,999,800	2,000,000	―	38,000	―	―
2026年３月１日(注２)	2,000,000	4,000,000	―	38,000	―	―
2026年６月29日(注３)	100,000	4,100,000	60,720	98,720	60,720	60,720
2026年７月６日～2026年７月15日(注４)	119,800	4,219,800	16,532	115,252	16,532	77,252
2026年７月17日(注５)	172,500	4,392,300	104,742	219,994	104,742	181,994
2026年７月24日～2026年８月21日(注４)	89,000	4,481,300	12,282	232,276	12,282	194,276

(注) １.株式分割（１:10,000）によるものであります。
２.株式分割（１:２）によるものであります。
３.有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）
発行価格　　1,320円
引受価額　　1,214.40円
資本組入額　　607.20円
４.新株予約権の行使によるものであります。
５.2026年７月17日を払込期日とするオーバーアロットメントによる売出しに関する第三者割当増資によるものであります。
発行価格　　１株につき　　1,214.40円
資本組入額　１株につき　　607.20円
割当先　　岡三証券株式会社

(5) 【所有者別状況】

2026年８月31日現在

区分	株式の状況(１単元の株式数　100 株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	―	2	19	18	17	15	1,994	2,065	-
所有株式数(単元)	―	1,697	2,125	24,113	2,509	28	14,340	44,813	2,000
所有株式数の割合(%)	―	3.79	4.74	53.81	5.60	0.06	32.00	100.00	-

(6) 【大株主の状況】

2026年８月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社みなみの島	東京都港区白金台５丁目１５－５ トゥワインデール２階	2,400,000	53.55
南　友介	東京都千代田区	550,000	12.27
柳澤 安慶	東京都目黒区	218,000	4.86
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	東京都中央区晴海１丁目８－１２	156,000	3.48
ＭＳＩＰ ＣＬＩＥＮＴ ＳＥＣＵＲＩＴＩＥＳ（常任代理人モルガン・スタンレーＭＵＦＧ証券株式会社）	２５ Ｃａｂｏｔ Ｓｑｕａｒｅ, Ｃａｎａｒｙ Ｗｈａｒｆ, Ｌｏｎｄｏｎ Ｅ１４ ４ＱＡ, Ｕ．Ｋ．（東京都千代田区大手町１丁目９－７　大手町フィナンシャルシティサウスタワー）	114,300	2.55
楽天証券株式会社共有口	東京都港区南青山２丁目６番２１号	91,400	2.03
山崎　拓也	東京都杉並区	70,000	1.56
株式会社ＳＢＩ証券	東京都港区六本木１丁目６番１号	68,700	1.53
山口　洲	東京都新宿区	55,000	1.22
ＢＢＨ ＬＵＸ／ＢＲＯＷＮ ＢＲＯＴＨＥＲＳ ＨＡＲＲＩＭＡＮ （ＬＵＸＥＭＢＯＵＲＧ） ＳＣＡ ＣＵＳＴＯＤＩＡＮ ＦＯＲ ＳＭＤ－ＡＭ ＦＵＮＤＳ － ＤＳＢＩ ＪＡＰＡＮ ＥＱＵＩＴＹ ＳＭＡＬＬ ＣＡＰ ＡＢＳＯＬＵＴＥ ＶＡＬＵＥ（常任代理人株式会社三井住友銀行）	８０ ＲＯＵＴＥ Ｄ’ＥＳＣＨ ＬＵＸＥＭＢＯＵＲＧ ＬＵＸＥＭＢＯＵＲＧ Ｌ－１４７０（東京都千代田区丸の内１丁目１番２号）	50,900	1.13
計	－	3,774,300	84.22

(注)株式会社みなみの島は、当社代表取締役である南友介がその株式を保有する資産管理会社であり、当社株式に係る同氏の共同保有者であります。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年８月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式(自己株式等)	―	―	―
議決権制限株式(その他)	―	―	―
完全議決権株式(自己株式等)	―	―	―
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,479,300	44,793	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 2,000	―	―
発行済株式総数	4,481,300	―	―
総株主の議決権	―	44,793	―

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営上の重要課題と認識しておりますが、財務体質の強化に加えて、事業拡大及び収益力強化のための投資に充当することが、株主に対する最大の利益還元につながるものと考えております。そのため過年度においても、上記方針に沿い配当は実施しておりません。

投資の結果、事業成長、資本効率の改善等による株式価値の向上を実現し、業績・財務状況及び事業環境を勘案したうえで、株主に対して安定的かつ継続的に剰余金の配当を実施してまいりたいと考えておりますが、本書提出時点において、配当実施の可能性及びその時期については未定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合は、期末配当の年１回を原則として、その他毎年２月末日を基準日として年１回の中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は株主をはじめ、社会、顧客、フランチャイズ加盟社、取引先、従業員など当社を取り巻くすべてのステークホルダーに信頼される企業になるという社会的責任を果たすため、コーポレート・ガバナンス体制の充実が経営上の最重要課題であると考えております。

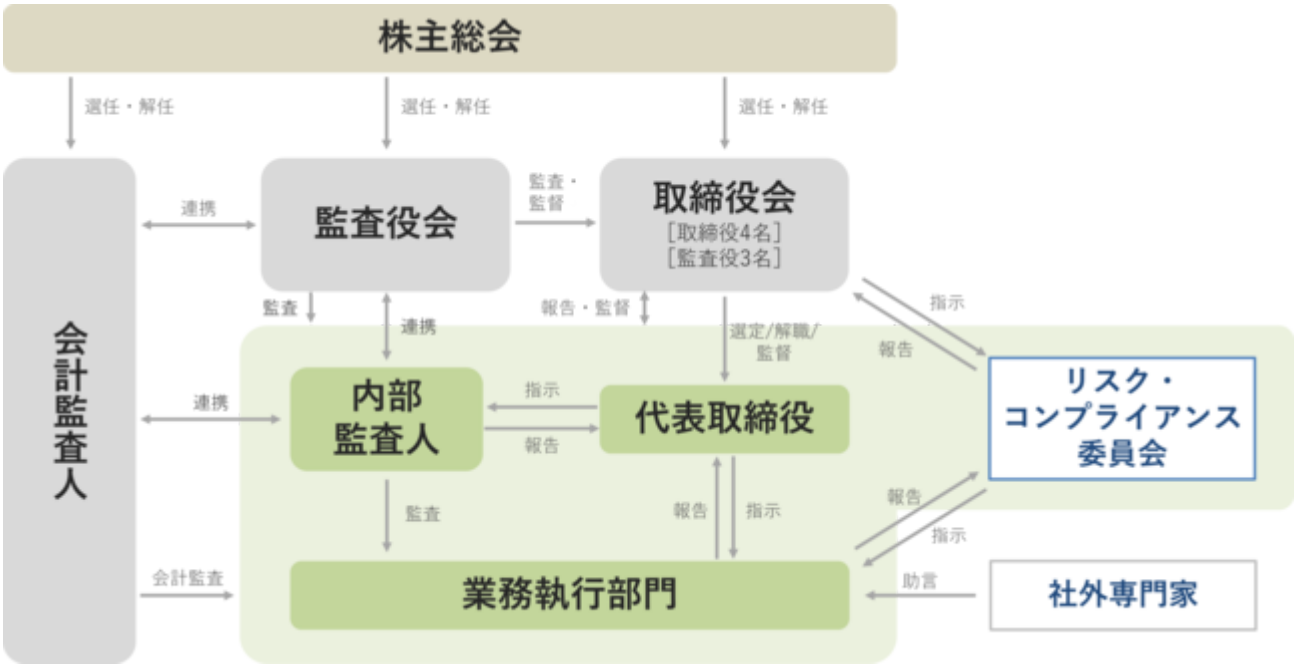
当社では、取締役会及び監査役会の強化は当然に、意思決定プロセスの透明化、適切なディスクロージャー、役職員全員のコンプライアンス意識の向上を進め、取締役及び役職員全員にコーポレート・ガバナンスの重要性を浸透させております。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社の機関設計としては、会社法に基づく株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置しております。監査役会設置会社を採用している理由は、監査役及び監査役会が独立した立場から取締役会を監査・監督することで経営の透明性及び公正性が高まり、コーポレート・ガバナンスがより有効に機能すると判断したためです。加えて、コーポレート・ガバナンス充実のため、任意のリスク・コンプライアンス委員会の設置、会社内部からのチェック機能として内部監査を実施しており、必要に応じて弁護士・社会保険労務士・税理士といった社外専門家から助言を受けられる体制を構築しております。

当社の機関・コーポレート・ガバナンス体制の関係を示すと以下のとおりとなります。

［体制図］



それぞれの機関等につきましては、以下のとおりであります。

(a) 取締役会

当社の取締役会は４名で構成され、うち２名は社外取締役であります。取締役会は原則として月１回開催されており、法令・定款・社内規程に定められた事項に関する意思決定のほか、経営上の重要な事項に関する意思決定機関及び取締役の職務執行機関として機能しております。また迅速な意思決定を必要とする場合においては、臨時取締役会を開催しております。

取締役会の構成員は、以下のとおりであります。

代表取締役社長（議長）	南　　友介
取締役CFO 管理本部GM	田島　幸樹
社外取締役（非常勤）	大津　武
社外取締役（非常勤）	西野　比呂子

(b) 監査役会

当社の監査役会は３名で構成され、全員が社外監査役であります。監査役会は原則として月１回開催されており、客観性・中立性を確保し、取締役の職務執行状況を監査できる体制を整えております。また必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査方針、監査計画、監査方法及び監査業務の分担等を決定しております。

監査役会の構成員は以下のとおりであります。

社外監査役（常勤）	古木　美也子
社外監査役（非常勤）	佐藤　孝幸
社外監査役（非常勤）	安本　拓樹

(c) リスク・コンプライアンス委員会

リスク・コンプライアンス委員会は、コンプライアンス違反や重大なリスクの顕在化を防ぐため、法令遵守及びリスク管理の推進を目的として、原則として四半期に１回、又は臨時に開催することとしております。その内容は取締役会にて報告することとしております。

リスク・コンプライアンス委員会は代表取締役社長を委員長として、常勤取締役２名及び常勤監査役１名、内部監査人、その他代表取締役社長が指定する者によって構成されております。

(d) 会計監査人

当社はそうせい監査法人を会計監査人として選任し、金融商品取引法に基づく監査が適時・適切に実施されております。

(e) 内部監査

当社の内部監査は、原則として全部門に対して実施することとしており、独立した内部監査部門を設けず、内部監査責任者である管理本部GMの関与の下、事業部門及び管理部門から内部監査担当者を３名選任し、また、外部の公認会計士資格保有者１名にアウトソーシングして実施しております。内部監査人は、内部監査規程に基づき内部監査を実施し、代表取締役社長に対して監査結果を報告した上で、被監査部門に改善を指示し、改善状況のフォローアップを実施することにより、その実効性を担保しております。

③　企業統治に関するその他の事項

(a) 内部統制システムの整備状況

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、下記の通り「内部統制システム構築の基本方針」を2024年８月22日開催の取締役会において決議しており、当該方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。

記

１．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（１）　取締役会は、法令、定款及び「取締役会規程」その他の社内規程等に従い、重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。

（２）　取締役は、取締役会において自らの職務執行状況を適切に報告するとともに、各取締役の職務の執行を相互に監視・監督する。

（３）　監査役は、監査役監査に係る規定に則り、取締役の職務執行状況を監視し検証する。

（４）　内部監査人は、「内部監査規程」に則り、当社の業務活動が、法令、定款及び社内の諸規程に従い、また経営方針に基づき、適正かつ有効に執行されているかを検証する。

（５）　リスク管理の全社的推進とリスク管理に必要な情報の共有化を図るため「リスク・コンプライアンス規程」を制定するとともに、リスク・コンプライアンス委員会でリスク管理に関する協議を行い、リスク管理体制の構築・維持にあたる。

（６）　内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応する。

（７）　法令・定款及び社会規範を遵守するため「リスク・コンプライアンス規程」を制定し、全社に周知・徹底するとともに、コンプライアンスに関する教育・情報共有を適宜実施し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。

（８）　当社は、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶する。

２．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

（１） 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」等に基づき、適切に保存及び管理を行う。

（２） 取締役及び監査役は、これらの文書等を、常時閲覧できるものとする。

３．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（１） 「リスク・コンプライアンス規程」を制定し、当社のリスク管理体制を確保するとともに、代表取締役社長が主催するリスク・コンプライアンス委員会において当社のリスクにかかる課題について共有を行う。

（２） 当社は、大地震などの突発的なリスクが発生し、全社的な対応が重要である場合の対応のために「事業継続計画」を制定し、緊急事態対応体制を構築する。

４．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（１） 原則月１回の取締役会、また必要に応じて臨時取締役会を開催し、取締役間の情報の共有と業務執行に係る重要な意思決定を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行う。

（２） 「取締役会規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」等により取締役の職務執行に関する権限及び責任を定める。また、必要に応じて見直しを行う。

５．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の求めに応じて、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役スタッフを任命し、当該監査業務の補助に当たらせる。

６．監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

（１）監査役より監査役の補助の要請を受けた使用人は、取締役及び上長の指揮・命令は受けないものとする。

（２）当該使用人の人事異動及び考課については、監査役の同意を得るものとする。

７．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

（１） 監査役は、取締役会等の重要会議に出席し、取締役及び使用人から重要な職務執行等に係る報告を受けることができる。

（２） 取締役及び使用人は、法令・定款に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実、取締役の職務執行に関して不正行為があった場合には、速やかに監査役にその内容を報告する。

（３） 監査役は、監査役が必要と判断した情報については、当該部門から直接その報告を受ける。

８．監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は「内部通報規程」による内部通報制度を通じた通報を含め、監査役に報告した者に対し、当該通報・報告をしたことを理由として、解雇その他不利な取り扱いを行うことを禁止し、これを取締役及び使用人に周知徹底する。

９．監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他監査費用等の処理に係る方針に関する事項

会社は、監査役からその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求があった場合には、当該請求に係る費用または債務等が監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じる。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（１） 監査役会には、法令に従い、社外監査役を含み、公正かつ透明性を担保する。
（２） 監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
（３） 監査役は、会計監査人及び内部監査人と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。
（４） 監査役は、監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。

(b) リスク管理体制の整備の状況

当社では、業務上発生する様々なリスクを認識し、管理するために四半期ごとに代表取締役社長を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を開催しております。また、不測の事態が発生した場合においては臨時で委員会を開催し、迅速な対応を行うことで損害の拡大を最小限に留めるとともに、再発防止策を策定することとしております。

また、当社では内部通報制度を設け、コンプライアンス違反や潜在的なリスクの早期発見・解決に努めております。その他、必要に応じ弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士等の社外の専門家から助言を受ける体制を整えており、リスクの早期発見と未然防止に努めております。

(c) 取締役の定数

当社の取締役は７名以内とする旨を定款で定めております。

(d) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款で定めております。

(e) 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第２項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う旨を定款に定めております。

(f) 自己株式の取得

当社では、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議によって、自己株式を取得することのできる旨を定款に定めております。これは機動的な資本政策の遂行を確保するためであります。

(g) 中間配当

当社は、株主への利益配分の機会を充実させるため、会社法第454条第５項の規定により、取締役会決議によって毎年２月末日を基準日として中間配当することができる旨を定款に定めております。

(h) 取締役、監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第１項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

(i) 責任限定契約の内容

当社と社外取締役及び監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項に定める責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償額の限度額は法令に定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない時に限ります。

(j) 反社会的勢力排除に向けた体制

当社では、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対して、一切関係を持たず、経済的な利益を供与せず、また違法・不当な要求に毅然として応じないことを基本姿勢としております。これを実現するために、社内において周知徹底を図るとともに、所轄警察署、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会及び弁護士等の外部専門機関との連携を図っております。

(k) 役員等賠償責任保険契約の概要等

当社は、当社におけるすべての取締役、監査役等を被保険者とした、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等が填補されます。なお、保険料は全額当社が負担しております。

④　取締役会の活動状況

当事業年度において当社は取締役会を17回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
代表取締役社長	南　友介	17回	17回
取締役COO 体操教室事業本部GM	山崎　拓也	17回	17回
取締役CFO 管理本部GM	田島　幸樹	17回	17回
社外取締役（非常勤）	大津　武	17回	17回
社外取締役（非常勤）	西野　比呂子	17回	17回
社外監査役（常勤）	古木　美也子	17回	17回
社外監査役（非常勤）	佐藤　孝幸	17回	17回
社外監査役（非常勤）	安本　拓樹	17回	17回

（注）取締役 山崎拓也は2026年９月30日をもって取締役を退任しております。

当社の取締役会は、代表取締役社長を議長とし、意思決定と機動性を重視し月１回の定例取締役会開催に加え、臨時取締役会を都度開催し、迅速に決議できる体制を整えております。具体的な検討内容は、取締役会規程に定められた経営判断事項である個別決議のほか、監査役会報告（月次）、業績報告（月次）、活動報告（月次）、決算報告（四半期ごと）等の進捗の報告がされ、検討されております。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

ａ．2026年11月27日（有価証券報告書提出日）現在の当社の役員の状況は、以下のとおりであります。

男性5名　女性2名(役員のうち女性の比率28.6%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
代表取締役社長	南　友介	1980年10月19日生	2003年４月 2005年９月 2006年２月 2010年９月	西東京リコー株式会社　入社 ディップ株式会社　入社 株式会社エージェント　入社 当社　代表取締役　就任（現任）	(注) 3	2,950,000 (注) 5
取締役CFO 管理本部GM	田島　幸樹	1987年９月11日生	2011年４月 2016年４月 2023年８月 2024年11月	SMBC日興証券株式会社　入社 三生医薬株式会社　入社 当社　入社 当社　取締役　就任（現任）	(注) 3	－
社外取締役	大津　武	1962年１月11日生	1985年４月 2002年12月 2004年６月 2008年２月 2009年11月 2011年２月 2012年２月 2016年12月 2022年11月 2024年１月 2024年11月	株式会社丹青社　入社 株式会社リンガーハット　入社 株式会社ナムコ　入社 株式会社丹青社　入社 株式会社ティーアンドティー　取締役常務就任 株式会社丹青モールマネジメント　取締役常務　就任 同社　代表取締役社長　就任 JLLリテールマネジメント株式会社　取締役会長　就任 同社　会長　就任（現任） Terra Charge 株式会社　社外監査役　就任（現任） 当社　社外取締役　就任（現任）	(注) 3	－

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
社外取締役	西野　比呂子（戸籍名：中西　比呂子）	1976年10月21日生	2003年10月 2003年10月 2013年５月 2022年11月	弁護士登録（第二東京弁護士会） 西村あさひ法律事務所　入所 大知法律事務所　参画（パートナー・現任） 当社　社外取締役　就任（現任）	(注)３	－
社外監査役	古木　美也子	1964年４月24日生	1988年４月 1991年10月 1994年８月 2009年９月 2014年９月 2018年10月 2021年10月 2024年７月	株式会社アートグラフィックス青山　入社 株式会社UPS　入社 株式会社明光ネットワークジャパン　入社 株式会社東京医進学院　監査役　就任 株式会社MAXISエデュケーション　監査役　就任 個人事業主として業務受託開始 株式会社Epsilon Molecular Engineering　社外監査役　就任 当社　社外監査役　就任（現任）	(注)４	－
社外監査役	佐藤　孝幸	1969年10月10日生	1992年４月 1993年９月 1996年４月 2000年10月 2002年４月 2021年６月 2021年６月 2025年９月	スイス・ユニオン銀行（現 UBS銀行）東京支店　入行 ソシエテ・ジェネラル銀行東京支店　入行 デロイト・トゥシュ・トーマツ会計事務所 米国サン・フランシスコ事務所　入所 弁護士登録（東京弁護士会） 佐藤経営法律事務所　開設　代表（現任） AI inside 株式会社　社外取締役（監査等委員）　就任（現任） ウェルネス・コミュニケーションズ株式会社　社外監査役　就任（現任） 当社　社外監査役　就任（現任）	(注)４	－
社外監査役	安本　拓樹	1985年５月４日生	2008年12月 2012年９月 2020年10月 2021年12月 2022年１月 2023年６月 2023年６月 2024年９月	あずさ監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）　入所 公認会計士　登録 株式会社WARC　入社 スプリームシステム株式会社（現 株式会社GROWTH VERSE）　入社 安本公認会計士事務所　設立（現任） Stepwise株式会社　取締役　就任 合同会社BACC　代表社員（現任） 当社　社外監査役　就任（現任）	(注)４	－
計						2,950,000

(注) １．取締役　大津武及び西野比呂子は、社外取締役であります。
２．監査役　古木美也子、佐藤孝幸及び安本拓樹は、社外監査役であります。
３．取締役の任期は、2026年２月27日開催の臨時株主総会終結の時から選任後２年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
４．監査役の任期は、2026年２月27日開催の臨時株主総会終結の時から選任後４年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
５．代表取締役社長である南友介の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社みなみの島が所有する株式数を含んでおります。

b．2026年11月30日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役１名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されますと、当社の役員の状況は以下のとおりとなる予定です。なお、役員の役職等につきましては、当該定時株主総会の直後に開催が予定される取締役会の決議事項の内容（役職等）を含めて記載しております。

男性6名　女性2名(役員のうち女性の比率25%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
代表取締役社長	南　友介	1980年10月19日生	2003年４月 2005年９月 2006年２月 2010年９月	西東京リコー株式会社　入社 ディップ株式会社　入社 株式会社エージェント　入社 当社　代表取締役　就任（現任）	(注)３	2,950,000 (注)５
取締役COO 体操教室事業本部GM	松沢　一輝	1969年７月19日生	1992年４月 2018年４月 2019年10月 2022年４月 2026年８月 2026年11月	株式会社伊勢丹（現：三越伊勢丹）　入社 株式会社岩田屋三越　出向 株式会社Fast Fitness Japan　入社 同　執行役員営業本部長 当社　入社 当社　取締役　就任（現任）	(注)６	－
取締役CFO 管理本部GM	田島　幸樹	1987年９月11日生	2011年４月 2016年４月 2023年８月 2024年11月	SMBC日興証券株式会社　入社 三生医薬株式会社　入社 当社　入社 当社　取締役　就任（現任）	(注)３	－
社外取締役	大津　武	1962年１月11日生	1985年４月 2002年12月 2004年６月 2008年２月 2009年11月 2011年２月 2012年２月 2016年12月 2022年11月 2024年１月 2024年11月	株式会社丹青社　入社 株式会社リンガーハット　入社 株式会社ナムコ　入社 株式会社丹青社　入社 株式会社ティーアンドティー　取締役常務就任 株式会社丹青モールマネジメント　取締役常務　就任 同社　代表取締役社長　就任 JLLリテールマネジメント株式会社　取締役会長　就任 同社　会長　就任（現任） Terra Charge 株式会社　社外監査役　就任（現任） 当社　社外取締役　就任（現任）	(注)３	－

	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
社外取締役	西野　比呂子（戸籍名：中西　比呂子）	1976年10月21日生	2003年10月 2003年10月 2013年５月 2022年11月	弁護士登録（第二東京弁護士会） 西村あさひ法律事務所　入所 大知法律事務所　参画（パートナー・現任） 当社　社外取締役　就任（現任）	(注)３	－
社外監査役	古木　美也子	1964年４月24日生	1988年４月 1991年10月 1994年８月 2009年９月 2014年９月 2018年10月 2021年10月 2024年７月	株式会社アートグラフィックス青山　入社 株式会社UPS　入社 株式会社明光ネットワークジャパン　入社 株式会社東京医進学院　監査役　就任 株式会社MAXISエデュケーション　監査役　就任 個人事業主として業務受託開始 株式会社Epsilon Molecular Engineering　社外監査役　就任 当社　社外監査役　就任（現任）	(注)４	－
社外監査役	佐藤　孝幸	1969年10月10日生	1992年４月 1993年９月 1996年４月 2000年10月 2002年４月 2021年６月 2021年６月 2025年９月	スイス・ユニオン銀行（現 UBS銀行）東京支店　入行 ソシエテ・ジェネラル銀行東京支店　入行 デロイト・トゥシュ・トーマツ会計事務所 米国サン・フランシスコ事務所　入所 弁護士登録（東京弁護士会） 佐藤経営法律事務所　開設　代表（現任） AI inside 株式会社　社外取締役（監査等委員）　就任（現任） ウェルネス・コミュニケーションズ株式会社　社外監査役　就任（現任） 当社　社外監査役　就任（現任）	(注)４	－
社外監査役	安本　拓樹	1985年５月４日生	2008年12月 2012年９月 2020年10月 2021年12月 2022年１月 2023年６月 2023年６月 2024年９月	あずさ監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）　入所 公認会計士　登録 株式会社WARC　入社 スプリームシステム株式会社（現 株式会社GROWTH VERSE）　入社 安本公認会計士事務所　設立（現任） Stepwise株式会社　取締役　就任 合同会社BACC　代表社員（現任） 当社　社外監査役　就任（現任）	(注)４	－
計						2,950,000

(注) １．取締役　大津武及び西野比呂子は、社外取締役であります。
２．監査役　古木美也子、佐藤孝幸及び安本拓樹は、社外監査役であります。
３．取締役の任期は、2026年２月27日開催の臨時株主総会終結の時から選任後２年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
４．監査役の任期は、2026年２月27日開催の臨時株主総会終結の時から選任後４年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
５．代表取締役社長である南友介の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社みなみの島が所有する株式数を含んでおります。
６．取締役　松沢一輝の任期は、2026年11月30日開催の株主総会終結の時から選任後２年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

② 社外役員の状況

当社の社外取締役は２名、社外監査役は３名であります。

社外取締役である大津武は、プロパティマネジメント会社での事業運営や企業経営に関する専門的な見識を有し、当社経営に対する有益な意見や助言が期待できるものと判断し、選任しております。

社外取締役である西野比呂子は、弁護士として法令に関する相当な知識を有しており、当社経営に対する有益な意見や助言が期待できるものと判断し、選任しております。

社外監査役である古木美也子は、上場企業での内部監査及び監査役監査経験を通じて、ガバナンス及びコンプライアンスに関する豊富な経験と見識を有しており、監査機能を十分発揮できるものと判断し、選任しております。

社外監査役である佐藤孝幸は、弁護士として法令に関する相当な知識ならびにグローバルな知見を有しており、当社経営に対する監査機能を十分発揮できるものと判断し、選任しております。

社外監査役である安本拓樹は、事業会社での経理財務に係る経験ならびに監査法人における公認会計士としての豊富な経験と見識を有しており、監査機能を十分発揮できるものと判断し、選任しております。

なお社外取締役である大津武、西野比呂子及び、社外監査役である古木美也子、佐藤孝幸、安本拓樹との間には、当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

当社においては、社外取締役を選任するための会社からの独立性に関する基準及び方針は定めておりませんが、選任にあたっては株式会社東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考に、客観的な立場から社外役員としての職務が遂行できることを前提として判断しております。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会において、監査役監査及び会計監査の結果について報告を受け、また、適宜行われる取締役等との意見交換等を通じて当社の現状と課題を把握し、必要に応じて取締役会の意思決定の適正性を確保するための助言・提言をしております。

社外監査役は、常勤監査役と緊密に連携し、経営の監視に必要な情報を共有しております。また、監査役会を通じて、会計監査人及び内部監査人と緊密な連携をとり、業務の適正性の確保に努めております。

内部監査人と監査役は、定期的に内部監査の実施状況等について情報交換を行っており、監査計画及び監査結果等について共有し、業務改善に向けた協議を行うなど、監査の実効性及び効率性の向上を図っております。

また、全ての社外取締役及び社外監査役が、取締役会に報告されるような重大なコンプライアンス違反やリスク事項だけでなく、当社のコンプライアンス遵守及びリスク管理に係る取り組みの状況等についても把握できるようにしております。

内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携については、常勤監査役、内部監査人及び会計監査人が原則四半期に１回開催する会合を行い、各監査の結果・改善状況等の情報共有を行っております。社外監査役に対しては、常勤監査役より詳細な会合内容について共有を行い、必要に応じて社外監査役を含む監査役会として内部監査担当者または会計監査人との会合等を行う事により状況把握及び連携を行っております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

当社における監査役監査は、常勤監査役１名（社外監査役）、非常勤監査役２名（社外監査役２名）の３名で構成されております。

当社は監査役会を月１回開催しており、当事業年度における、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
常勤社外監査役 古木　美也子	15回	15回
社外監査役 佐藤　孝幸	15回	15回
社外監査役 安本　拓樹	15回	15回

常勤監査役は取締役会等の重要会議に出席し意見を述べるほか、社内決裁書類を閲覧し業務の運用状況を把握するとともに、必要に応じて従業員に対して聞き取り調査を行っております。また内部監査人及び会計監査人との情報交換を行い、非常勤監査役と情報を共有しております。

監査役会は原則として期初に定められた取締役会の開催日の当日に毎月開催しております。ただし、緊急に協議すべき問題点等が生じた場合は、臨時監査役会を招集いたします。監査役会の議案に関しては、常勤監査役が決定し、すべての監査役に対して事前に通知がなされます。また、他の監査役より検討すべき事案が提案されれば、常勤監査役が取りまとめたうえで、改めて各監査役に通知をしております。加えて、監査役会の議案を協議する中で、必要に応じて当社の関連部署から適宜説明を受け、実効性を確保しております。

当事業年度における監査役会の主な検討事項は、(１)取締役の職務執行の監査、(２)法令遵守、リスク管理体制、(３)内部監査人との連携、(４)会計監査人との連携であり、監査役監査結果を踏まえ必要に応じて指摘・助言等をしております。

② 内部監査の状況

当社の内部監査は原則として全部門に対して実施することとしており、独立した内部監査部門を設けず、内部監査責任者である管理本部GMの関与の下、管理本部から２名、体操教室事業本部から１名の内部監査担当者を選任し、内部監査の知見が深い外部の公認会計士資格保有者１名と業務委託契約を締結しそのサポートを受け実施しております。当社の内部監査は内部監査規程に基づき、全ての部門及び、一部の直営店（３年で全店を監査するローテーションを組んでおります。）を監査対象としており、内部監査規程に定められている内容（組織及び制度監査・業務監査・会計監査・システム監査）を行っております。監査対象は年１回監査することとしており、監査結果に基づいた指摘事項や改善提案事項について、被監査部門がいかなる改善・是正措置を講じたかに関して、その後の状況を継続的に調査・確認するためのフォローアップ監査を実施しております。

監査終了後、内部監査人は、内部監査の結果を取りまとめた監査報告書を作成し、代表取締役社長に報告することとしており、その後、取締役会に直接報告することとしております。

内部監査人と監査役会は相互に連携し、情報共有を行い、効果的な監査を実施するよう努めております。

内部監査人は、会計に関する事項及び内部統制に関する事項について会計監査人と連携し、意見交換を行うことによって、それぞれの効果的な監査を実施しております。

③ 会計監査の状況

a 監査法人の名称

そうせい監査法人

b 継続監査期間

３年間

c 業務を執行した公認会計士

代表社員　　木村　勝治

代表社員　　大髙　宏和

d 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士７名であります。

e 監査法人の選定方針と理由

（選定方針）

監査法人の独立性と専門性を適切に評価するために、会計監査人に対し「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）の説明を求め、確認しております。

（選定理由）

会計監査人に求められる独立性・専門性及び品質管理体制並びに監査報酬等を総合的に勘案した結果、当社グループの会計監査が適正に行われることを確保する体制を備えているものと判断しております。

（会計監査人の解任又は不再任の決定の方針）

会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると判断される場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任する方針としております。

f 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価を行っております。この評価にあたり、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」等を参考として、独立性、専門性、品質管理体制等について総合的に評価し、監査法人の監査体制及び職務遂行状況等に問題はないと評価しております。監査法人から報告を受けた監査計画・監査の実施状況・職務の遂行が適正に行われていることを確保するための品質管理体制等とその実績・実態を比較検証するとともに、監査報告書の内容の充実度等を総合的に評価しており、監査法人の監査体制、職務遂行状況等は適切であると評価しております。

④ 監査報酬の内容等

a 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前事業年度		当事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	10,000	―	13,500	1,500

当社は、監査公認会計士等に対して、新規上場に係るコンフォートレター作成業務について対価を支払っております。

b 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(ａを除く)

該当事項はありません。

c　その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d　監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬は、監査に要する時間や監査体制ならびに監査報酬が当社の事業規模や事業内容等に鑑み適切であるか検証した上で、会計監査人との協議の上、監査役会の同意を得て決定することとしております。

e　監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況や報酬見積の算定根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額について会社法第399条第１項及び第２項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

①　役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は株主総会において定められた報酬限度内において、個別の取締役の報酬額については取締役会決議によって決定しております。また当社は、報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、取締役会の協議において、期ごとに設定する役員報酬の基本方針に基づき取締役の報酬を決定しております。また監査役の個別報酬については監査役の協議において、監査役会にて決定しております。

当社の役員報酬の限度額は、取締役は2024年11月29日開催の定時株主総会において、年額100,000千円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は５名であります。また、監査役は2024年11月29日開催の定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は３名であります。

②　役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額(千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる役員の員数(名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	非金銭報酬等	
取締役(社外取締役を除く)	59,000	59,000	－	－	－	3
監査役(社外監査役を除く)	－	－	－	－	－	－
社外取締役	4,800	4,800	－	－	－	2
社外監査役	10,600	10,600	－	－	－	3
合計	74,400	74,400	－	－	－	8

③　役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が１億円以上である者が存在していないため、記載しておりません。

④　使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、余剰資金の運用として、株式等への投資をしないことを方針としております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

5 【従業員の状況等】

(1) 【人材戦略に関する基本方針等】

当社は、「子どもの未来をつくるサードプレイス。」というビジョンのもと、「New・Exciting・Interactive・Smile & Safety」のバリューを掲げております。当社のビジネスモデルにおいて、お客様へ提供する価値の源泉は「人」そのものであり、持続的な企業価値の向上には、人材戦略の実行が不可欠であると認識しております。社員一人ひとりの成長が会社の成長につながるため、社員が長期的に活躍できる環境整備を軸とした人材戦略を推進しております。

①人材育成ならびに社内環境整備の方針

当社はレッスンスキルや業務知識の習得にとどまらず、企業理念に基づき、社員一人ひとりが自己肯定・自己効力感を高め、自律的に価値を提供できる人材育成を方針としております。また、従業員が安心して仕事ができる環境をつくることで定着率を向上させることを目指しております。

a.キャリアアップの支援

若手社員の挑戦する機会を提供するため、各種教育プログラム、人事制度等を整備しております。これにより、年齢や年次にかかわらず、早期から店舗マネジメントや独立といった機会を提供し、組織の成長につなげております。

b.エンゲージメントと働きやすさ向上

多店舗展開の中で、メンター制度や1on1ミーティング等を実施することにより、現場と本部のコミュニケーションを円滑化し、従業員一人ひとりが働き甲斐と成長実感を得られる職場環境の構築に取り組んでおります。

c.適切な勤怠・労働時間管理

時間外労働・休日労働の抑制及び未申告残業の防止に向け、勤怠管理システムの厳格運用と就業規則遵守を徹底し、健全な労働環境の維持に努めております。

d.柔軟な働き方と多様性の推進

現状の女性雇用割合等を踏まえつつ、結婚・出産・育児といったライフステージの変化を迎えても、一人ひとりが活躍し続けられる環境づくりを図っております。

②当社における従業員の給与その他の給付の額及び内容の決定に関する方針

従業員の給与その他の給付の額及び内容の決定に関しては、人事評価制度に基づき決定しております。従業員に対して会社が期待する役割や成果、行動を明確化し、その結果に基づき公正な処遇を行うことで、従業員の自律的なキャリア形成とモチベーションの向上を図っております。また、2026年4月には給与ベースの引き上げを行うなど、市場競争力のある給与水準を整備するとともに、上場企業としての強みを生かした魅力ある処遇体系・福利厚生の充実に取り組んでおります。

(2) 【従業員の状況】

① 提出会社の状況

2026年８月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)	平均年間給与の対前事業年度増減率(%)
359（130）	32.0	2.0	3,880	5.7

セグメントの名称	従業員数(名)
体操教室事業	267 （122）
発達支援事業	63 （4）
その他(共通)	29 （4）
合計	359 （130）

(注) １．従業員数は、当社から当社外への出向者を除いた就業人員数であります。
２．従業員数欄の（外書）は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。
３．臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。
４．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
５．その他（共通）は、総務及び経理等の管理部門等の従業員であります。
６．前事業年度末に比べ従業員数が67名増加しておりますが、主な理由は、業容の拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。

② 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

③ 使用人等のみに対して付与した新株予約権の内容

当社は、使用人等のみに対する新株予約権を付与しております。当該新株予約権の内容については、「１ 株式等の状況 （２）新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容に記載しております。

④ 管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金額の差異

当事業年度					補足説明
管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合(%)(注１)	男性労働者の育児休業取得率(%)(注２)	労働者の男女の賃金の額の差異(%)(注１)			
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者	
25.4	100.0	59.9	93.4	15.3	パート・有期労働者の大部分は短時間パートタイマーのため、男性嘱託社員等と比較すると大きな差異が発生する。 全労働者における男女の賃金の差異は非正規雇用労働者の男女の人数比率が影響している。

(注) １．「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。
２．「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成３年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成３年労働省令第25号)第71条の６第１号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

第５ 【経理の状況】

１ 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

２ 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、事業年度(2025年９月１日から2026年８月31日まで)の財務諸表について、そうせい監査法人により監査を受けております。

３ 連結財務諸表について

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)第５条第２項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目からみて、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。

４ 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、専門的な情報を有する団体等が主催するセミナーに参加しております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年８月31日)	当事業年度 (2026年８月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,075,870	1,944,576
売掛金	100,002	131,296
商品	41,013	38,756
貯蔵品	45,338	46,679
前渡金	32,660	48,447
前払費用	43,988	51,836
その他	46,588	※2 45,513
貸倒引当金	△600	△525
流動資産合計	1,384,863	2,306,581
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	※1 288,779	※1 412,740
工具、器具及び備品（純額）	7,892	12,643
建設仮勘定	12,599	3,601
有形固定資産合計	309,271	428,985
無形固定資産		
特許権	223	192
ソフトウエア	15,030	13,115
無形固定資産合計	15,254	13,308
投資その他の資産		
関係会社株式	―	38,270
出資金	50	50
差入保証金	332,923	418,681
長期前払費用	1,403	6,477
繰延税金資産	8,318	1,205
その他	8,500	8,500
投資その他の資産合計	351,195	473,184
固定資産合計	675,721	915,477
資産合計	2,060,585	3,222,059

（単位：千円）

	前事業年度 (2025年８月31日)	当事業年度 (2026年８月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	3,986	610
１年内返済予定の長期借入金	98,356	52,427
未払金	154,835	232,680
未払費用	38,559	35,917
未払法人税等	105,767	183,591
契約負債	360,313	370,347
預り金	466,219	678,358
賞与引当金	3,776	5,503
資産除去債務	―	2,743
その他	55,161	64,618
流動負債合計	1,286,975	1,626,797
固定負債		
長期借入金	138,187	85,760
長期未払金	491	70
長期預り保証金	173,328	238,256
資産除去債務	150,647	190,896
固定負債合計	462,653	514,983
負債合計	1,749,629	2,141,780
純資産の部		
株主資本		
資本金	38,000	232,276
資本剰余金		
資本準備金	―	194,276
その他資本剰余金	20,000	20,000
資本剰余金合計	20,000	214,276
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	252,956	633,725
利益剰余金合計	252,956	633,725
株主資本合計	310,956	1,080,278
純資産合計	310,956	1,080,278
負債純資産合計	2,060,585	3,222,059

② 【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2024年９月１日 至 2025年８月31日）	当事業年度 （自 2025年９月１日 至 2026年８月31日）
売上高	※1 2,855,346	※1 3,654,948
売上原価	1,552,559	1,825,020
売上総利益	1,302,786	1,829,927
販売費及び一般管理費	※2 990,508	※2 1,318,406
営業利益	312,278	511,521
営業外収益		
受取利息	764	2,332
受取出向料	4,130	23,486
助成金収入	38,491	59,897
その他	5,636	16,858
営業外収益合計	49,022	102,574
営業外費用		
支払利息	2,535	2,320
火災損失	―	5,372
その他	9	91
営業外費用合計	2,544	7,784
経常利益	358,755	606,311
特別損失		
固定資産除却損	※3 4,006	※3 1,795
減損損失	※4 10,744	―
特別損失合計	14,751	1,795
税引前当期純利益	344,004	604,516
法人税、住民税及び事業税	120,530	216,633
法人税等調整額	△25,433	7,112
法人税等合計	95,097	223,746
当期純利益	248,907	380,769

【売上原価明細書】

	前事業年度 (自　2024年９月１日 至　2025年８月31日)			当事業年度 (自　2025年９月１日 至　2026年８月31日)		
区分	金額（千円）		構成比 （%）	金額（千円）		構成比 （%）
Ⅰ　商品原価						
（1）期首商品棚卸高	57,996			41,013		
（2）当期仕入高	103,946			119,743		
小計	161,942			160,757		
（3）他勘定振替高	47,476			38,565		
（4）期末商品棚卸高	41,013	73,452	4.7	38,756	83,435	4.6
Ⅱ　労務費		766,970	49.4		854,168	46.8
Ⅲ　経費						
（1）地代家賃	265,302			330,934		
（2）減価償却費	74,049			93,893		
（3）備品消耗品費	119,195			125,772		
（4）その他	253,587	712,135	45.9	336,815	887,416	48.6
売上原価		1,552,559	100.0		1,825,020	100.0

（原価計算の方法）

製品、仕掛品がないため、原価計算制度は採用しておりません。

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自　2024年９月１日　至　2025年８月31日)

(単位：千円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	38,000	―	20,000	20,000	4,048	4,048	62,048	62,048
当期変動額								
当期純利益					248,907	248,907	248,907	248,907
当期変動額合計	―	―	―	―	248,907	248,907	248,907	248,907
当期末残高	38,000	―	20,000	20,000	252,956	252,956	310,956	310,956

当事業年度(自　2025年９月１日　至　2026年８月31日)

(単位：千円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	38,000	―	20,000	20,000	252,956	252,956	310,956	310,956
当期変動額								
新株の発行	165,462	165,462		165,462			330,924	330,924
新株の発行（新株予約権の行使）	28,814	28,814		28,814			57,628	57,628
当期純利益					380,769	380,769	380,769	380,769
当期変動額合計	194,276	194,276	―	194,276	380,769	380,769	769,322	769,322
当期末残高	232,276	194,276	20,000	214,276	633,725	633,725	1,080,278	1,080,278

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年９月１日 至 2025年８月31日)	当事業年度 (自 2025年９月１日 至 2026年８月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	344,004	604,516
減価償却費	85,499	107,717
減損損失	10,744	―
有形固定資産除却損	4,006	1,795
貸倒引当金の増減額（△は減少）	600	△75
賞与引当金の増減額（△は減少）	1,755	1,727
助成金収入	△38,491	△59,897
受取利息及び受取配当金	△764	△2,332
火災損失	―	5,372
支払利息	2,535	2,320
売上債権の増減額（△は増加）	△24,853	△31,293
棚卸資産の増減額（△は増加）	7,229	761
未収入金の増減額（△は増加）	△6,474	△6,502
その他の流動資産の増減額（△は増加）	△40,682	△13,114
長期前払費用の増減額（△は増加）	△683	△5,074
仕入債務の増減額（△は減少）	3,271	△3,375
未払金の増減額（△は減少）	8,780	41,624
未払費用の増減額（△は減少）	△6,815	△2,630
未払消費税等の増減額（△は減少）	10,295	9,377
預り金の増減額（△は減少）	150,156	212,139
契約負債の増減額（△は減少）	110,533	10,033
その他の流動負債の増減額（△は減少）	139	27,658
長期預り保証金の増減額（△は減少）	28,000	38,000
その他	2,374	3,806
小計	651,161	942,555
助成金の受取額	38,422	57,107
利息及び配当金の受取額	647	2,332
利息の支払額	△2,548	△2,319
法人税等の還付額	1,534	―
法人税等の支払額	△28,955	△166,468
営業活動によるキャッシュ・フロー	660,261	833,206
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△105,900	△151,208
無形固定資産の取得による支出	△10,008	△3,480
差入保証金の回収による収入	6,045	4,816
差入保証金の差入による支出	△60,122	△90,574
長期預り保証金の受入による収入	16,920	26,928
資産除去債務の履行による支出	△3,400	△2,910
関係会社株式の取得による支出	―	△38,270
投資活動によるキャッシュ・フロー	△156,466	△254,697

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2024年９月１日 至 2025年８月31日）	当事業年度 （自 2025年９月１日 至 2026年８月31日）
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△107,696	△98,356
株式の発行による収入	―	330,924
新株予約権の行使による株式の発行による収入	―	57,628
財務活動によるキャッシュ・フロー	△107,696	290,196
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	396,098	868,705
現金及び現金同等物の期首残高	679,771	1,075,870
現金及び現金同等物の期末残高	※1 1,075,870	※1 1,944,576

【注記事項】

(重要な会計方針)

1　有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式…移動平均法による原価法

2　棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

3　固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(ただし、1998年４月１日以降に取得した建物(附属設備を除く。)並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	２～20年
工具器具備品	２～10年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

特許権	８年
ソフトウェア	社内における利用可能期間(５年)

4　引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるために、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

5　外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6　収益及び費用の計上基準

当社と顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 体操教室売上

主な履行義務は、体操教室等の受講サービスの提供であります。

これらの履行義務は、一定期間にわたり充足される履行義務であると判断し、入会月からサービス提供期間にわたり収益を認識しております。

(2) イベント売上

主な履行義務は、イベント参加に伴うサービスの提供であります。

これらの履行義務は、顧客へのサービスの提供を完了した時点で履行義務を充足したと判断し、一時点で収益を認識しております。

(3) FCロイヤリティ

主な履行義務は、当社標章等の継続的な使用、情報・経営ノウハウの提供、経営指導、フランチャイズへの加盟の継続、フランチャイズ全体のための広告宣伝・販促業務、指定店舗用販促物の提供であります。

これらの履行義務は、一定期間にわたり充足される履行義務であると判断し、サービス提供期間において契約に定められた金額を毎月認識しております。

(4) FC開業支援料

主な履行義務は、開業前レッスン研修の実施、開業準備支援及び開業時実施指導の提供、開業時に必要な物品の提供であります。

これらの履行義務は、顧客へ財又はサービスの提供を完了した時点で履行義務を充足したと判断し、一時点で収益を認識しております。

(5) FC加盟料

主な履行義務は、フランチャイズの付与、マニュアル等ノウハウの開示、標章等の使用許諾であります。

これらの履行義務は、一定期間にわたり充足される履行義務であると判断し、契約に定められた期間にわたり収益を認識しております。

(6) 体操教室売却売上

主な履行義務は、店舗営業基盤の提供、当社が所有する設備利用権利の提供、フランチャイズの付与、マニュアル等のノウハウの開示、標章等の使用許諾であります。

店舗営業基盤の提供に係る履行義務は、顧客へのサービスの提供を完了した時点で履行義務を充足したと判断し、一時点で収益を認識しております。当社が所有する設備利用権利の提供に係る履行義務は、一定期間にわたり充足される履行義務であると判断し、フランチャイズ契約期間と設備の賃貸借契約期間のうち、いずれか短い期間にわたり収益を認識しております。フランチャイズの付与、マニュアル等のノウハウの開示、標章等の使用許諾に係る履行義務は、一定期間にわたり充足される履行義務であると判断し、契約に定められた期間にわたり収益を認識しております。

(7) 発達支援

主な履行義務は、児童発達支援、放課後等デイサービスの提供であります。

これらの履行義務は、顧客へのサービスの提供を完了した時点で履行義務を充足したと判断し、一時点で収益を認識しております。

7　キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

前事業年度(自　2024年９月１日　至　2025年８月31日)

１　繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産	8,318千円
法人税等調整額	△25,433千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の計上に当たっては、一時差異等のスケジューリングの結果、回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。しかしながら、繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得水準の見積りに依存するため、結果として将来の繰延税金資産の計上額が変動し、税金費用に影響を与える可能性があります。

２　固定資産の減損

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

有形固定資産	309,271千円
無形固定資産	15,254千円
減損損失計上額	10,744千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①　算出方法

当社は、固定資産の減損を把握するにあたって、原則として各店舗単位で資産のグルーピングを行っており、営業活動から生じる損益が２期連続でマイナスである場合、減損の兆候があるものとしております。ただし、新規出店から当初２年間については、新規出店時の損益計画に照らして、著しく下方に乖離していない場合には、猶予期間とし、減損の兆候には該当しないと判断しております。また、各店舗に属さない物販・レンタル用資産については体操事業本部の事業用資産、そして本社管理部門等、特定の事業セグメントとの関連が明確でない資産については共用資産としてグルーピングを行っております。

減損の兆候があると認められる資産グループにつきましては、割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定し、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額は減損損失として計上しております。

②　主要な仮定

減損の兆候を識別した資産グループの割引前キャッシュ・フローの見積りにつきましては、翌事業年度以降の予算及び中期経営計画を基礎としており、設備投資計画と販売計画を主要な仮定としております。

③　翌事業年度の財務諸表に与える影響

減損損失の認識に当たっては、将来の収益性等を慎重に検討しておりますが、将来において経営・市場環境の変化等により将来キャッシュ・フローの見積り額を前提とした事業計画に重要な未達の発生、または将来の不確実性が増した場合、翌事業年度の財務諸表において追加の減損損失が発生する可能性があります。

当事業年度(自　2025年９月１日　至　2026年８月31日)

１　繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産	1,205千円
法人税等調整額	7,112千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の計上に当たっては、一時差異等のスケジューリングの結果、回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。しかしながら、繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得水準の見積りに依存するため、結果として将来の繰延税金資産の計上額が変動し、税金費用に影響を与える可能性があります。

2　固定資産の減損

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

有形固定資産	428,985千円
無形固定資産	13,308千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①　算出方法

当社は、固定資産の減損を把握するにあたって、原則として各店舗単位で資産のグルーピングを行っており、営業活動から生じる損益が２期連続でマイナスである場合、減損の兆候があるものとしております。ただし、新規出店から当初２年間については、新規出店時の損益計画に照らして、著しく下方に乖離していない場合には、猶予期間とし、減損の兆候には該当しないと判断しております。また、各店舗に属さない物販・レンタル用資産については体操事業本部の事業用資産、そして本社管理部門等、特定の事業セグメントとの関連が明確でない資産については共用資産としてグルーピングを行っております。

減損の兆候があると認められる資産グループにつきましては、割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定し、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額は減損損失として計上しております。

②　主要な仮定

減損の兆候を識別した資産グループの割引前キャッシュ・フローの見積りにつきましては、翌事業年度以降の予算及び中期経営計画を基礎としており、設備投資計画と販売計画を主要な仮定としております。

③　翌事業年度の財務諸表に与える影響

減損損失の認識に当たっては、将来の収益性等を慎重に検討しておりますが、将来において経営・市場環境の変化等により将来キャッシュ・フローの見積り額を前提とした事業計画に重要な未達の発生、または将来の不確実性が増した場合、翌事業年度の財務諸表において追加の減損損失が発生する可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- **「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号　2024年９月13日　企業会計基準委員会）**
- **「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号　2024年９月13日　企業会計基準委員会）等**

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年８月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中です。

(貸借対照表関係)

※１　有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年８月31日)	当事業年度 (2026年８月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	265,026千円	337,855千円

※２　関係会社に対する短期金銭債権は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年８月31日)	当事業年度 (2026年８月31日)
関係会社に対する短期金銭債権	―千円	1,238千円

(損益計算書関係)

※１　顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項（セグメント情報等）３．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報」に記載しております。

※２　販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度6.1%、当事業年度5.0%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度93.9%、当事業年度95.0%であります。

販売費および一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 （自　2024年９月１日 至　2025年８月31日）	当事業年度 （自　2025年９月１日 至　2026年８月31日）
給料手当	491,471　千円	643,657　千円
支払手数料	156,376　〃	213,373　〃
法定福利費	84,567　〃	109,400　〃

※３　固定資産除却損の内容は次の通りであります。

	前事業年度 （自　2024年９月１日 至　2025年８月31日）	当事業年度 （自　2025年９月１日 至　2026年８月31日）
建物	4,006　千円	1,662　千円
工具、器具及び備品	―　〃	132　〃
計	4,006　千円	1,795　千円

※４　減損損失

前事業年度（自　2024年９月１日　至　2025年８月31日）

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	場所	施設数	種類	減損損失 （千円）
店舗	埼玉県	2	建物	10,580
			工具、器具及び備品	163

当事業年度において、営業活動から生ずる損益が2期継続してマイナスである店舗について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（10,744千円）として特別損失に計上いたしました。その内訳は建物10,580千円、工具、器具及び備品163千円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値と正味売却価額のいずれかの高い金額を用いております。使用価値については、営業活動から生じる損益が継続してマイナスであり、将来キャッシュ・フローが見込めないため、零として評価しております。正味売却価額については、売却見込額に基づき算定しており、他への転用や売却が困難なものについては、零として評価しております。

当事業年度（自　2025年９月１日　至　2026年８月31日）

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自　2024年９月１日　至　2025年８月31日)

１　発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	2,000,000	―	―	2,000,000

２　自己株式に関する事項

該当事項はありません。

３　新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	―	―	―	―	―	―
合計			―	―	―	―	―

４　配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自　2025年９月１日　至　2026年８月31日)

１　発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	2,000,000	2,481,300	―	4,481,300

2026年３月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割に伴い、発行済株式総数は、2,000,000株から4,000,000株に増加しております。

（変動事由の概要）

株式分割による増加	2,000,000株
公募（ブックビルディング方式による募集）による増加	100,000株
有償第三者割当（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）による増加	172,500株
新株予約権の権利行使による増加	208,800株

２　自己株式に関する事項

該当事項はありません。

３　新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	―	―	―	―	―	―
合計			―	―	―	―	―

４　配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※1　現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年９月１日 至 2025年８月31日)	当事業年度 (自 2025年９月１日 至 2026年８月31日)
現金及び預金	1,075,870 千円	1,944,576 千円
現金及び現金同等物	1,075,870 千円	1,944,576 千円

2　重要な非資金取引の内容

	前事業年度 (自 2024年９月１日 至 2025年８月31日)	当事業年度 (自 2025年９月１日 至 2026年８月31日)
重要な資産除去債務の計上額	22,449 千円	47,017 千円

(金融商品関係)

1　金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主に出店計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。また、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客及び販売代金の回収を委託している取引先の信用リスクに晒されております。

差入保証金は、主に賃貸借契約に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金等は、そのほとんどが１年以内の支払期日であります。

借入金の使途は運転資金及び設備投資であり、金融機関からの借入により調達しております。

長期預り保証金は、店舗の不動産転貸借契約に係るもの及びフランチャイズ加盟店から受領した預託金であります。これは契約終了により返還義務が発生するものであり、流動性リスクに晒されております。

関係会社株式は、子会社の株式であり発行会社の業績や財政状態等による資産価値変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①　信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について、各事業部門における営業管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

差入保証金については、差入先の信用状況を定期的に把握することに努め、リスク軽減を図っております。

②　市場リスクの管理

当社は、借入金に係る支払金利のリスクに晒されておりますが、市場の金利動向に留意しながら資金調達しております。

また関係会社株式については、定期的に子会社の財政状態等を把握しております。

③　資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、手許流動性の維持を目的として年次予算を基礎に予実分析を行うとともに、手許資金の残高推移を月次ベースで定期検証し、取締役会への報告を行うことで、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2　金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(2025年８月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
差入保証金	332,923	318,493	△14,430
資産計	332,923	318,493	△14,430
長期借入金	236,543	235,868	△674
長期預り保証金	173,328	163,599	△9,728
負債計	409,871	399,468	△10,402

(*1)「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払金」は現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) １年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

当事業年度(2026年８月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
差入保証金	418,681	382,928	△35,752
資産計	418,681	382,928	△35,752
長期借入金	138,187	138,036	△150
長期預り保証金	238,256	213,348	△24,908
負債計	376,443	351,384	△25,058

(*1)「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払金」は現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) １年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(*3) 市場価格のない株式等については、上表に含めておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は、以下のとおりであります。

区分	貸借対照表計上額（千円）
関係会社株式	38,270

（注１）金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(2025年８月31日)

	１年以内 (千円)	１年超 ５年以内 (千円)	５年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,075,870	―	―	―
売掛金	100,002	―	―	―
差入保証金	―	263,240	69,683	―
合計	1,175,872	263,240	69,683	―

当事業年度(2026年８月31日)

	１年以内 (千円)	１年超 ５年以内 (千円)	５年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,944,576	―	―	―
売掛金	131,296	―	―	―
差入保証金	12,860	291,719	114,101	―
合計	2,088,733	291,719	114,101	―

（注２）長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度(2025年８月31日)

	１年以内 (千円)	１年超 ２年以内 (千円)	２年超 ３年以内 (千円)	３年超 ４年以内 (千円)	４年超 ５年以内 (千円)	５年超 (千円)
長期借入金	98,356	52,427	28,560	28,560	22,650	5,990
合計	98,356	52,427	28,560	28,560	22,650	5,990

当事業年度(2026年８月31日)

	１年以内 (千円)	１年超 ２年以内 (千円)	２年超 ３年以内 (千円)	３年超 ４年以内 (千円)	４年超 ５年以内 (千円)	５年超 (千円)
長期借入金	52,427	28,560	28,560	22,650	5,990	－
合計	52,427	28,560	28,560	22,650	5,990	－

３　金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度(2025年８月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
差入保証金	－	318,493	－	318,493
資産計	－	318,493	－	318,493
長期借入金	－	235,868	－	235,868
長期預り保証金	－	163,599	－	163,599
負債計	－	399,468	－	399,468

当事業年度(2026年８月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
差入保証金	－	382,928	－	382,928
資産計	－	382,928	－	382,928
長期借入金	－	138,036	－	138,036
長期預り保証金	－	213,348	－	213,348
負債計	－	351,384	－	351,384

(注)　時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金

差入保証金の時価は、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標の利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

長期預り保証金

長期預り保証金の時価は、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標の利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

(有価証券関係)

前事業年度(自　2024年９月１日　至　2025年８月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自　2025年９月１日　至　2026年８月31日)

子会社株式は、市場価格のない株式等のため、子会社株式の時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等の子会社株式の貸借対照表計上額は38,270千円であります。

(ストック・オプション等関係)

１　ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

２　ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

付与対象者の区分及び人数	当社従業員　55名 (内２名は2024年９月1日及び2024年11月29日に取締役に就任しております)
株式の種類別のストック・オプションの数　(注)	普通株式　430,800株
付与日	2024年６月４日
権利確定条件	「第４提出会社の状況　１株式等の状況（２）新株予約権等の状況　①ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	2026年６月４日　～　2034年６月３日

(注)　株式数に換算して記載しております。なお、2026年３月１日付株式分割（普通株式１株につき２株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

①　ストック・オプションの数

権利確定前（株）	
前事業年度末	402,400
付与	―
失効	31,600
権利確定	370,800
未確定残	―
権利確定後（株）	
前事業年度末	―
権利確定	370,800
権利行使	208,800
失効	3,200
未行使残	158,800

②　単価情報

権利行使価格（円）	276
行使時平均株価（円）	1,361
付与日における公正な評価単価（円）	―

3　ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与時点において当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値を見積もる方法により算定しております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式価値は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法により算定した価値を用いております。

4　ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5　ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額	177,062千円
当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	226,548千円

(税効果会計関係)

１　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2025年８月31日)	当事業年度 (2026年８月31日)
繰延税金資産		
資産除去債務	53,374千円	61,035千円
減損損失	23,961千円	15,279千円
未払事業税	10,960千円	10,418千円
未払事業所税	955千円	1,438千円
未払費用	1,608千円	2,392千円
その他	2,436千円	2,116千円
繰延税金資産小計	93,296千円	92,680千円
評価性引当額	△56,650千円	△63,279千円
繰延税金資産合計	36,646千円	29,401千円
繰延税金負債		
建物附属設備(資産除去債務)	△25,493千円	△25,674千円
倒産防止共済	△2,834千円	△2,521千円
繰延税金負債合計	△28,328千円	△28,196千円
繰延税金資産純額	8,318千円	1,205千円

２　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2025年８月31日)	当事業年度 (2026年８月31日)
法定実効税率	34.59%	30.62%
（調整）		
住民税均等割	1.81%	1.52%
賃上げ促進税制による税額控除	△5.76%	△5.24%
評価性引当額の増減	△4.75%	1.10%
留保金課税	－%	7.20%
税率変更による影響	－%	1.11%
中小法人の税率差異	△0.19%	－%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.25%	0.85%
その他	1.70%	△0.15%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.64%	37.01%

３　法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

2026年６月30日の株式上場に際して行われた増資の結果、資本金が増加したことにより、外形標準課税が適用されることになりました。

これに伴い、繰延税金資産の計算に使用する法定実効税率を、2025年９月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については34.59%から30.62%、2026年９月１日以降に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、35.43%から31.52%にそれぞれ変更して計算しております。

この税率変更により、繰延税金資産が6,702千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1　当該資産除去債務の概要

店舗建物の賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

2　当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間は取得から6年、割引率は0.068%～2.241%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3　当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2024年９月１日 至 2025年８月31日)	当事業年度 (自 2025年９月１日 至 2026年８月31日)
期首残高	130,874　千円	150,647　千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	22,421　千円	46,989　千円
時の経過による調整額	28　千円	28　千円
資産除去債務の履行による減少額	△2,677　千円	△4,025　千円
期末残高	150,647　千円	193,639　千円

(収益認識関係)

1　顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載の通りであります。

2　顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項（重要な会計方針）６.収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

3　顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の内訳は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年９月１日 至 2025年８月31日)	当事業年度 (自 2025年９月１日 至 2026年８月31日)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	75,148	100,002
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	100,002	131,296
契約負債(期首残高)	249,780	360,313
契約負債(期末残高)	360,313	370,347

顧客との契約から生じた債権は、主に体操教室売上に係る商品が入会月からサービス提供期間において認識した収益にかかる売上債権であります。

契約負債は、主に体操教室事業の顧客からの前受金であり、履行義務を充足することにより減少します。

貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権は「売掛金」に含まれており、契約負債は「契約負債」に含まれております。

前事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、204,570千円であります。また、前事業年度において、契約負債が110,533千円増加した主な理由は、フランチャイズ加盟社への直営店舗譲渡に係る前受金の増加及びフランチャイズ店舗数の増加に伴う加盟金売上の増加であります。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、306,956千円であります。また、当事業年度において、契約負債が10,033千円増加した主な理由は、会員数増加による月会費及び年会費の増加であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
１年以内	306,956	314,052
１年超	53,357	56,294
合計	360,313	370,347

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1　報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっております。

当社は、「子どもの未来をつくるサードプレイス。」のビジョンのもと、子ども向け教室事業を営んでおり、通所対象者と教室のコンセプトに応じた以下の２事業を報告セグメントとしております。

「体操教室事業」では、「すこやかなカラダとしなやかなココロ」をコンセプトとした子ども向けの体操教室を日本全国のショッピングセンター内を中心にチェーン展開しており、体操教室の運営と関連する商品販売を行っております。

「発達支援事業」では、発達障害のある子どもを対象とし、運動療育による身体コントロール能力の向上や集団生活への適応訓練等の支援を提供する施設「ネイスぷらす」を展開しております。

2　報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、経常利益をベースとした数値であります。

3　報告セグメントごとの売上高、利益、資産、負債その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報

前事業年度（自　2024年９月１日　至　2025年８月31日）

（単位：千円）

	体操教室事業	発達支援事業	合計	調整額 (注) 1	財務諸表計上額 (注) 2
売上高					
一時点で移転される財又はサービス	379,184	268,886	648,071	―	648,071
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	2,207,275	―	2,207,275	―	2,207,275
顧客との契約から生じる収益	2,586,459	268,886	2,855,346	―	2,855,346
その他の収益	―	―	―	―	―
外部顧客への売上高	2,586,459	268,886	2,855,346	―	2,855,346
セグメント間の内部売上高又は振替高	―	―	―	―	―
計	2,586,459	268,886	2,855,346	―	2,855,346
セグメント利益	713,030	6,684	719,715	△360,959	358,755
セグメント資産	795,867	84,527	880,395	1,180,189	2,060,585
その他の項目					
減価償却費	69,598	4,952	74,550	10,948	85,499
減損損失	―	10,744	10,744	―	10,744
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	149,011	―	149,011	10,149	159,160

(注) 1．調整額は、以下の通りであります。

（１） セグメント利益の調整額△360,959千円の内訳は、各報告セグメントに配分していない全社費用△360,959千円であります。全社費用は、報告セグメントに帰属しない当社の管理部門に係る費用であります。
（２） セグメント資産の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は主に報告セグメントに帰属しない管理部門に係る資産であります。
（３） 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額10,149千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は主に報告セグメントに帰属しない管理部門に係る資産であります。

２．セグメント利益は、損益計算書の経常利益と調整を行っております。

当事業年度（自　2025年９月１日　至　2026年８月31日）

（単位：千円）

	体操教室事業	発達支援事業	合計	調整額 (注) １	財務諸表計上額 (注) ２
売上高					
一時点で移転される財又はサービス	639,715	318,032	957,748	―	957,748
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	2,697,200	―	2,697,200	―	2,697,200
顧客との契約から生じる収益	3,336,915	318,032	3,654,948	―	3,654,948
その他の収益	―	―	―	―	―
外部顧客への売上高	3,336,915	318,032	3,654,948	―	3,654,948
セグメント間の内部売上高又は振替高	―	―	―	―	―
計	3,336,915	318,032	3,654,948	―	3,654,948
セグメント利益	1,059,957	39,478	1,099,436	△493,124	606,311
セグメント資産	1,035,537	122,292	1,157,830	2,064,229	3,222,059
その他の項目					
減価償却費	90,836	3,522	94,359	13,357	107,717
減損損失	―	―	―	―	―
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	191,757	19,901	211,658	20,840	232,498

(注) １．調整額は、以下の通りであります。
（１） セグメント利益の調整額△493,124千円の内訳は、各報告セグメントに配分していない全社費用△493,124千円であります。全社費用は、報告セグメントに帰属しない当社の管理部門に係る費用であります。
（２） セグメント資産の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は主に報告セグメントに帰属しない管理部門に係る資産であります。
（３） 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額20,840千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は主に報告セグメントに帰属しない管理部門に係る資産であります。

２．セグメント利益は損益計算書の経常利益と調整を行っております。

【関連情報】

前事業年度（自　2024年９月１日　至　2025年８月31日）

１　製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

２　地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３　主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高で損益計算書の売上高が10%以上を占めるものが存在しないため、記載がありません。

当事業年度（自　2025年９月１日　至　2026年８月31日）

１　製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

２　地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３　主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高で損益計算書の売上高が10%以上を占めるものが存在しないため、記載がありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

セグメント情報に記載しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

前事業年度(自　2024年９月１日　至　2025年８月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及び主要株主	南　友介	―	―	代表取締役社長	(被所有) 直接 40 間接 60	賃貸契約被連帯保証	当社賃貸契約に対する被連帯保証(注１)	164,388	―	―
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	lala合同会社(注２)	東京都杉並区	2,100	体操教室の運営	―	フランチャイズ店舗の運営	フランチャイズ契約に基づくロイヤリティ売上及び加盟売上(注３)	9,935	未収入金 預り金 契約負債 長期預り保証金	160 6,230 900 4,300

(注) １．当社は教室及び本社の賃貸契約44件に対して当社代表取締役社長の南友介より連帯保証を受けております。取引金額については、年間の支払家賃を記載しており、期末の未払家賃はありません。また、保証料の支払いは行っておりません。

２．lala合同会社の代表社員は、当社役員山崎拓也の配偶者であり、同社を100%直接保有しているほか、当社子会社「NEIS Gymnastics SDN. BHD.」の取締役であります。lala合同会社は、ネイス体操教室のフランチャイジーとして１店舗の運営を行っております。

３．ロイヤリティ及び加盟金については、当社フランチャイズ契約に基づき、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行われております。

当事業年度(自　2025年９月１日　至　2026年８月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及び主要株主	南　友介	―	―	代表取締役社長	(被所有) 直接 12.27 間接 53.57	賃貸契約被連帯保証	当社賃貸契約に対する被連帯保証(注１)	127,429	―	―
役員	山崎 拓也	―	―	取締役	(被所有) 直接 1.56	当社体操教室事業本部GM	ストック・オプションの権利行使　(注２)	24,288	―	―
役員	田島 幸樹	―	―	取締役	―	当社管理本部GM	ストック・オプションの権利行使　(注２)	24,288	―	―
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	lala合同会社(注３)	東京都杉並区	2,100	体操教室の運営	―	フランチャイズ店舗の運営	フランチャイズ契約に基づくロイヤリティ売上及び加盟売上(注４)	11,117	預り金 契約負債 長期預り保証金	7,427 600 4,300

(注) １．当社は教室及び大阪オフィスの賃貸契約39件に対して当社代表取締役社長の南友介より連帯保証を受けております。取引金額については、年間の支払家賃を記載しており、期末の未払家賃はありません。また、保証料の支払いは行っておりません。

２．取引金額は、当事業年度におけるストック・オプションの権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。

３．lala合同会社の代表社員は、当社役員山崎拓也の配偶者であり、同社を100%直接保有しているほか、当社子会社「NEIS Gymnastics SDN. BHD.」の取締役であります。lala合同会社は、ネイス体操教室のフランチャイジーとして１店舗の運営を行っております。

４．ロイヤリティ及び加盟金については、当社フランチャイズ契約に基づき、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行われております。

(１株当たり情報)

	前事業年度 (自 2024年９月１日 至 2025年８月31日)	当事業年度 (自 2025年９月１日 至 2026年８月31日)
１株当たり純資産額	77.74円	241.06円
１株当たり当期純利益	62.23円	93.44円
潜在株式調整後 １株当たり当期純利益	―	87.63円

(注) １．前事業年度の潜在株式調整後１株当たり当期純利益に関しては、潜在株式は存在するものの、当社株式は前事業年度末において非上場であったため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
２．当社株式は2026年６月30日付で東京証券取引所グロース市場に上場したため、当事業年度の潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、新規上場日から当事業年度の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
３．当社は2026年３月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益を算定しております。
４．１株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2024年９月１日 至 2025年８月31日)	当事業年度 (自 2025年９月１日 至 2026年８月31日)
１株当たり当期純利益		
当期純利益(千円)	248,907	380,769
普通株主に帰属しない金額(千円)	―	―
普通株式に係る当期純利益(千円)	248,907	380,769
普通株式の期中平均株式数(株)	4,000,000	4,075,215
潜在株式調整後１株当たり当期純利益		
当期純利益調整額(千円)	―	―
普通株式増加数(株)	―	270,174
(うち新株予約権(株))	―	(270,174)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権１種類（新株予約権の数201,200個）。 なお、新株予約権の概要は「第４提出会社の状況１　株式等の状況（２）新株予約権等の状況①ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。	―

５．１株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度末 (2025年８月31日)	当事業年度末 (2026年８月31日)
純資産の部の合計額(千円)	310,956	1,080,278
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	―	―
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	310,956	1,080,278
１株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	4,000,000	4,481,300

(重要な後発事象)

当社は、2026年10月15日開催の取締役会において、マレーシアでの体操教室運営のために設立した、非連結子会社NEIS Gymnastics SDN. BHD.の事業開始に向けた運転資金を確保するため増資を実行することを決議し、2026年10月20日に増資払込を完了しました。

増資の概要

(1) 増資額　　1百万リンギット
(2) 増資後資本金　　2百万リンギット
(3) 増資後出資比率　当社100%

⑤ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

（単位：千円）

資産の種類	当期首残高（注１）	当期増加額（注２）	当期減少額（注３）	当期末残高（注１）	当期末減価償却累計額又は償却累計額	当期償却額	差引当期末残高
有形固定資産							
建物	519,833	224,889	28,973	715,749	303,009	94,048	412,740
工具、器具及び備品	41,864	13,127	7,501	47,490	34,846	8,242	12,643
建設仮勘定（注４）	12,599	188,225	197,224	3,601	—	—	3,601
有形固定資産計	574,297	426,242	233,700	766,840	337,855	102,290	428,985
無形固定資産							
特許権	250	—	—	250	57	31	192
ソフトウエア	26,246	3,480	—	29,726	16,610	5,394	13,115
ソフトウエア仮勘定（注４）	—	3,480	3,480	—	—	—	—
無形固定資産計	26,496	6,960	3,480	29,976	16,667	5,426	13,308
長期前払費用	1,403	7,848	2,774	6,477	—	—	6,477

(注) １．当期首残高および当期末残高は取得価額により記載しております。

２．当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	当期新規開校教室及び事業所(移転を含む15校・2事業所)	221,417 千円
工具器具備品	当期新規開校教室(移転を含む14校)	5,572 千円
ソフトウエア	債権顧客管理システム(機能追加)	3,480 千円

３．当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	当期中に移転した旧教室(3校)及び火災発生(四谷校)	28,973 千円
工具器具備品	経年劣化により使用不可となった体操器具廃棄	3,950 千円

４．建設仮勘定及びソフトウエア仮勘定の当期増加額は、各資産の取得に伴う増加額であり、当期減少額は、各資産科目への振替額です。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	―	―	―	―
１年以内に返済予定の長期借入金	98,356	52,427	1.51	―
１年以内に返済予定のリース債務	―	―	―	―
長期借入金(１年以内に返済予定のものを除く。)	138,187	85,760	1.65	2027年９月～ 2031年１月
リース債務(１年以内に返済予定のものを除く。)	―	―	―	―
その他有利子負債	―	―	―	―
合計	236,543	138,187	―	―

(注) １．「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
２．長期借入金(１年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後５年内における１年ごとの返済予定額の総額

区分	１年超２年以内 (千円)	２年超３年以内 (千円)	３年超４年以内 (千円)	４年超５年以内 (千円)
長期借入金	28,560	28,560	22,650	5,990

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	600	525	600	525
賞与引当金	3,776	5,503	3,776	5,503

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第８条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

1　流動資産

①　現金及び預金

区分	金額(千円)
預金	
普通預金	1,944,576
合計	1,944,576

②　売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
国民健康保険団体連合会	60,157
太子ゴルフ観光株式会社	51,054
スポーツクラブNAS株式会社	8,599
リコーリース株式会社	924
その他	10,559
合計	131,296

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円) (A)	当期発生高(千円) (B)	当期回収高(千円) (C)	当期末残高(千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)}\times 100$	滞留期間(日) $\frac{\frac{(A)+(D)}{2}}{\frac{(B)}{365}}$
100,002	4,523,408	4,492,114	131,296	97.1	9.3

(注)　消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

③　商品

区分	金額(千円)
会員向け商品	35,635
店舗器具	3,121
合計	38,756

④　貯蔵品

区分	金額(千円)
店舗備品	19,870
店舗用少額器具	26,131
新店舗用備品	658
その他	18
合計	46,679

2　固定資産

①　差入保証金

区分	金額(千円)
店舗差入保証金	362,502
その他	56,178
合計	418,681

3　流動負債

①　買掛金

相手先	金額(千円)
株式会社エーアイテイー	210
Shenzhen Minson International Logistics Co.,Ltd	399
合計	610

②　未払金

相手先	金額(千円)
株式会社東京ソーエイ	30,613
株式会社マリモハウス	13,772
株式会社ＡｉｍＣｒｅｗ	8,800
株式会社ジェイエイシーリクルートメント	7,722
東急カード株式会社	7,711
その他	164,061
合計	232,680

③　契約負債

区分	金額(千円)
直営店舗売上に係る契約負債	230,299
フランチャイズ店舗売上に係る契約負債	131,373
その他	8,674
合計	370,347

④　預り金

区分	金額(千円)
フランチャイズ加盟店に係る預り金	642,213
その他	36,145
合計	678,358

⑤　未払法人税等

区分	金額(千円)
法人税、住民税及び事業税	183,591
合計	183,591

4　固定負債

①　長期預り保証金

区分	金額(千円)
フランチャイズ加盟店に係る預り保証金・敷金	238,256
合計	238,256

(3) 【その他】

当事業年度における半期情報等

		中間会計期間	当事業年度
売上高	(千円)	1,690,174	3,654,948
税引前中間(当期)純利益	(千円)	310,528	604,516
中間(当期)純利益	(千円)	200,933	380,769
１株当たり中間(当期)純利益	(円)	50.23	93.44

（注）１．当社は、2026年３月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり中間(当期)純利益を算定しております。

２．2026年６月30日付で東京証券取引所グロース市場に上場いたしましたので、中間会計期間に係る半期報告書は提出しておりませんが、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、中間会計期間に係る中間財務諸表について、そうせい監査法人により期中レビューを受けております。

第６ 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年９月１日から翌年８月31日まで
定時株主総会	毎事業年度の終了後３か月以内
基準日	毎年８月31日
剰余金の配当の基準日	毎年８月31日、毎年２月末日
１単元の株式数	100　株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	 東京都千代田区丸の内一丁目４番５号　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目４番５号　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告は、電子公告により行います。 ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行います。 公告掲載URL:https://ne-is.com/e_publicnotice/
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次にあげる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

（１）会社法第189条第２項各号に掲げる権利

（２）会社法第166条第１項の規定による請求をする権利

（３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第７ 【提出会社の参考情報】

１ 【提出会社の親会社等の情報】

当社の金融商品取引法第24条の７第１項に規定する親会社は、株式会社みなみの島であります。

２ 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券届出書及びその添付書類

有償一般募集増資（ブックビルディング方式による募集）及び株式売出し（ブックビルディング方式による売出し）2026年５月27日　関東財務局長に提出。

(2) 有価証券届出書の訂正届出書

上記(1)に係る訂正届出書を2026年６月11日及び2026年６月19日関東財務局長に提出。

(3) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第４号（主要株主の異動）の規定に基づく臨時報告書
2026年６月30日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第４号（主要株主の異動）の規定に基づく臨時報告書
2026年７月22日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年11月27日

ネイス株式会社
取 締 役 会 御 中

そうせい監査法人

東京都千代田区

指定社員 業務執行社員	公認会計士	木 村 勝 治
指定社員 業務執行社員	公認会計士	大 髙 宏 和

＜財務諸表監査＞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているネイス株式会社の2025年９月１日から2026年８月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ネイス株式会社の2026年８月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

体操教室事業における売上高の発生及び期間帰属	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
会社は、体操教室事業及び発達支援事業を行っており、当事業年度の売上高3,654,948千円のうち体操教室事業が3,336,915千円と91.3%を占めている。また、前事業年度の体操教室事業の売上高2,586,459千円と比較して当事業年度は29.0%増加している。 財務諸表監査においては、収益認識には不正リスクがあるという推定に基づき、その対応が要求されているところ、会社は、当事業年度において、東京証券取引所グロース市場への株式の新規上場を達成している。新規上場にあたっては、売上高は、経営者や財務諸表利用者が特に重視する経営指標の一つであり、このような場面において、仮に、実在しない売上高が含まれていたり、売上高が前倒しで計上されたりしていた場合には、利害関係者の判断を大きく誤らせる可能性がある。 以上より、体操教室事業における売上高の発生及び期間帰属を監査上の主要な検討事項と決定した。	当監査法人は、体操教室事業における売上高の発生及び期間帰属を検討するにあたり、主に以下の監査手続を実施した。 ・体操教室事業における販売プロセスについて、内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。 ・顧客管理システムと会計システムの売上高に関するデータの整合性を確かめた。 ・取引種類別又は店舗別に、売上高、会員数、平均単価等について、前期比較及び月次推移分析を行った。 ・会社の預金口座への入金額と月会費や年会費等に係る前受金及び預り金勘定の計上額、直営店の売上高計上額及びフランチャイズ加盟社との精算額との整合性を確かめた。 ・売上データからランダムにサンプルを抽出し、顧客管理システムにおける顧客の契約情報及び集金代行サービス会社等の入金データとの突合を行った。 ・売上データに含まれる１件当たりの売上高や入金データに含まれる１口座当たりの入金額に異常に多額なものがないことを確かめた。 ・店舗の新規開業について、外部情報との整合性を確かめた。 ・フランチャイズ加盟社との取引について、関連証憑との突合を行った。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続

を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

＜報酬関連情報＞

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等 (3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) 1．上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。